

犯罪被害者等基本計画の推進状況

資料2

～犯罪被害者等の権利利益の保護が
図られる社会の実現を目指して～

5つの重点課題への取組

1 損害回復・経済的支援等

【警察庁】

- ・犯罪被害給付制度の拡充（遺族給付金・障害給付金の引き上げ、重傷病給付金の支給対象拡大）
- ・一時的に避難するための宿泊場所の公費提供
- ・（財）犯罪被害救援基金による支援金支給事業の開始

【法務省】

- ・損害賠償命令制度の導入
- ・被害者参加人のための国選弁護制度の導入

【国土交通省】

- ・公営住宅への優先入居等に関するガイドラインの策定
など

2 精神的・身体的被害の回復・防止

【厚生労働省】

- ・「犯罪被害者の精神的健康の状況とその回復に関する研究」の実施及びその成果を利用した精神保健関係者向けマニュアルの作成

【法務省】

- ・公開の法廷において性犯罪等の被害者の氏名等を明らかにしない旨の決定ができる制度の導入
- ・民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入 など

3 刑事手続への関与拡充

【法務省】

- ・被害者参加制度の導入
- ・公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大
- ・保護観察対象者に被害者の心情等を伝達する制度の導入
- ・仮釈放等審理において被害者の意見等を聴取する制度の導入
- ・被害者等による少年審判の傍聴を可能とする制度の導入
など

4 支援等のための体制整備

【内閣府】

- ・犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案の作成
- ・民間被害者支援団体向け研修カリキュラム・モデル案の作成
- ・地方公共団体に対する総合的対応窓口設置の要請

【法務省】

- ・日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援ダイヤルの運用
など

5 国民の理解の増進等

【内閣府】

- ・犯罪被害者週間「国民のつどい」中央大会、地方大会の開催
- ・「犯罪被害者等に関する国民の意識調査」の実施

【文部科学省】

- ・学校における命のかけがえのなさ等に関する教育の推進
など

犯罪被害者等基本計画の推進状況

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
1	V	第1	1	(1)		損害賠償請求に関し、刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施	法務省において、附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損賠賠償の請求に関して刑事手続の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	法務省	刑事裁判所において、犯罪被害者等から被告人に対する損害賠償請求の申立てがあった場合に、刑事事件について有罪の言渡しをした後、当該賠償請求についての審理及び決定をすることのできる損害賠償命令制度を創設した(「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(H19.6.20成立、H20.12.1施行))。 財産犯等の犯罪行為により被害者から犯人が得た財産等について、一定の場合にその没収・追徴を行うことを可能とするとともに、その犯人から没収・追徴した犯罪被害財産等を用いて、当該被害者等に対し、被害回復給付金を支給する制度を創設した(「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」及び「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」(H18.6.13成立、H18.12.1施行))。検察庁では、「犯罪被害財産支給手続」又は「外国譲与財産支給手続」を開始する決定をするなどし、没収・追徴された犯罪被害財産等を被害者に被害回復給付金として支給するための手続を実施している。
2	V	第1	1	(2)		損害賠償請求債務の国による立替払及び求償等の是非に関する検討	損害賠償債務の国による立替払い及び求償等については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会(第1、2、(3)参照)において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。	(内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省)	(「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ 6(1) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非 そもそも加害者に資力がなく、犯罪被害者等が、事実上損害賠償を受けられず、何らの救済も受けられないでいる実情に鑑み、社会の連帯共助の精神から、国が給付金を支給する制度が創設されたものであり、実質的な面から見ても、従来の求償実績に照らし、求償権行使については実効性の担保が期待できず、給付制度と異ならないから、結局、本項の問題については(略)給付制度の検討に帰着するものと考えられる。)
3	V	第1	1	(3)	公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討	公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非について、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会(第1、2、(3)参照)において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。	(内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省)		
						→「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ 6(2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償の是非			
						① 公費による弁護士選任(被害直後から)、損害賠償費用の補償 民事の面については、裁判における弁護士費用、損賠賠償費用とも、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者(加害者側)が負担すべきであり、これを国が補填することが適当でないが、弁護士選任のための費用に関しては、資力の乏しい犯罪被害者が利用できる現行の制度として、日本司法支援センターが実施主体である総合法律支援法に基づく「民事法律扶助」及び日本弁護士連合会が実施主体となった上、同法に基づき、日本司法支援センターに委託された「犯罪被害者等法律援助事業」がある。(略)これらの事業について十分な周知を図るなど適切に運用され、犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図られるよう努められるべきである。 また、警察・検察において、犯罪被害者等の質問・相談に適切に応ずることができるよう、より一層配慮すべきである。裁判所においても、同様に、より一層の配慮が望まれる。(略)	法務省	法務省では、犯罪被害者等が検察庁へ被害相談や事件に関する問い合わせを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を全国の検察庁に設置し、これらの被害者等からの様々な相談への対応などを行うため、全国の検察庁に被害者支援員を配置し、被害者等にきめ細やかな配慮を行うこととしている。 日本司法支援センターでは、資力の乏しい犯罪被害者が必要な援助制度を利用できるよう、「民事法律扶助」や日本弁護士連合会が実施主体となっている「犯罪被害者等法律援助事業」について、適切かつ積極的な情報提供を行っている。コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を説明するとともに、地方事務所に取次ぐ際には、相談者がこれらの制度の利用を希望する場合に、取次依頼書にその旨を記載するなどして、コールセンター及び地方事務所において二次被害を極力避け、統一した対応が行えるよう配慮している。地方事務所においては、精通弁護士名簿等で、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否かなどを確認・把握し、犯罪被害者の経済状況に応じて適切に弁護士に取次ぐ態勢を整えている。	
							警察庁	警察庁において、平成20年11月、「被害者の手引」モデル案を改訂し、新たに被害者国選弁護士制度、損害賠償命令制度の情報を掲載したほか、日本司法支援センターの犯罪被害者支援業務等について情報の充実を図っている。 「被害者の手引」は、被害者連絡の対象者に配布するほか、被害者連絡の対象者以外にも、犯罪被害者等のための制度を教示する際などに広く活用することとしている。	
							最高裁判所	裁判所においては、犯罪被害者等保護施策を紹介したリーフレットを作成し、裁判所のロビーや待合室等に備え置くほか、地方公共団体や民間支援団体等の関係機関に広く配布して制度の周知を図っている。 また、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深め、犯罪被害者等からの質問等に適切に応じることができるよう、職員を対象とした研究会を実施している。	

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
							② 新たな制度導入に伴う公費による弁護士選任 (略)「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」に伴う公費による弁護士選任について、できるだけ早期の制度導入に向けて検討を行うべきである。 なお、上記制度の運用の際、「民事法律扶助」ないし「犯罪被害者等法律援助事業」との適切な連携が図られるよう配慮すべきである。 「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」に伴う公費による弁護士選任については、基本的に民事に係る問題であり、法律扶助の枠組みの中で対応するべきである。	法務省	刑事被告事件の手続への参加を許された犯罪被害者等(被害者参加人)につき、その資力が乏しい場合であっても弁護士(被害者参加弁護士)の援助を受けられるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその報酬及び費用を負担するとともに、日本司法支援センターが被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行うものとする内容とする被害者参加人のための国選弁護制度を導入した(「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」(H20.4.16成立、H20.12.1施行))。 支援センターにおける、犯罪の被害に遭われた方に対する平成20年度の法律相談援助件数は577件で、代理援助件数は186件であり、うち損害賠償命令申立事件が3件であった(平成21年4月から9月までの損害賠償命令申立事件は53件である。)。また、犯罪被害者のニーズは、その受けた被害の種類等により多様であるため、これに即した専門的知見を有する弁護士が対応するのが望ましいところ、支援センターでは、精通弁護士のうち1,370名が民事法律扶助の契約弁護士である。なお、犯罪被害者に対する援助制度が徐々に普及しつつあると言えるものの、更に十分な普及を図るため、引き続き制度の周知に努めていく必要がある。
4	V	第1	1	(4)	ア	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。(再掲:第3, 1, (11)ア)	法務省	コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度を説明するとともに、地方事務所に取次ぐ際には、相談者がこの制度の利用を希望する場合に、取次依頼書にその旨を記載するなどして、利用者の負担を軽減し、確実に制度を利用していただけるよう配慮している。また、地方事務所においては、精通弁護士名簿等で、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否かなどを確認・把握し、犯罪被害者の経済状況に応じて適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。犯罪の被害に遭われた方に対する平成20年度の法律相談援助件数は577件で、代理援助件数は186件であり、うち損害賠償命令申立事件が3件であった(平成21年4月から9月までの損害賠償命令申立事件は53件である。)。また犯罪被害者のニーズは、その受けた被害の種類等により多様であるため、これに即した専門的知見を有する弁護士が対応するのが望ましいところ、支援センターの精通弁護士のうち1,370名が民事法律扶助の契約弁護士である。犯罪被害者に対する援助制度が徐々に普及しつつあると言えるものの、更に十分な普及を図るため、引き続き制度の周知に努めていく必要がある。
5	V	第1	1	(4)	イ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。(再掲:第3, 1, (11)イ及び第4, 1, (27)ア)	法務省	業務開始以降、平成21年9月までの犯罪被害者支援ダイヤルへの問い合わせ件数は、合計23,766件である。地方事務所では、電話による情報提供のほか、担当者と直接面談しての情報提供、さらには、精通弁護士の紹介業務を行っている。同時期の問い合わせは全国で28,546件である。地方事務所長は、弁護士会会長から、以下の①又は②に該当する弁護士を犯罪被害者支援に精通している弁護士として推薦を受け、これを基に精通弁護士名簿を作成している。同名簿には、平成21年10月1日現在、全国で1,668名が登録されている。 ① 下記の犯罪被害者等支援に関連する業務のいずれかを経験したことのある弁護士 ・犯罪被害者等の依頼により行う法律事務 ・弁護士会又は犯罪被害者支援団体により行われる犯罪被害者等支援活動 ② 日本弁護士連合会、弁護士会又は全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体の実施する犯罪被害者支援に関する研修を複数受講した弁護士 業務開始以降、平成21年9月までの精通弁護士の紹介件数は1,857件である。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
6	V	第1	1	(4)	ウ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。(再掲:第3, 1, (11)ウ及び第4, 1, (27)イ)	法務省	犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等からご意見・ご要望をお聴きし、今後の業務の在り方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。 実施時期:平成21年2月～3月 回答機関・団体数:1,254(弁護士会, 地方検察庁, 都道府県警察, 都道府県庁福祉主管課, 女性相談センター, 児童相談所, 精神保健福祉センター, 民間支援団体等) 実施方法:各地方事務所からアンケートを郵送 聴取項目 ○ 支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることの周知状況 ○ 支援センターの犯罪被害者支援業務内容に関する周知状況 ○ 支援センターとの連携(紹介・取次等)状況 ○ 支援センターに期待する事項 ○ 支援センターに対する被害者等からのご意見 ○ 支援センターのリーフレット等の活用の可否 ○ 支援センターのURLをホームページのリンク先に加えることの可否 ○ その他ご意見・ご要望 支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることに関する調査結果については、91.9%の関係機関・団体において認知されていた(前年度は91.4%)。被害者支援連絡協議会等における業務説明を始め、実務担当者間の情報交換・協議の場の設定など、日頃の連携向上の取組により、回答機関・団体のすべてにおいて認知されているという地域が約半数に達した。 業務内容に関する調査結果については、犯罪被害者支援ダイヤルの設置を知っていたものが82.7%(同76.9%)、犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていることについて知っていたものが87.8%(同81.2%)であり、いずれも着実に認知が高まっている。一方、精通弁護士の紹介を行っていることについて知っていたものが81.2%(同72.2%)であり、高い認知となっているが、犯罪被害者の経済状況に応じて、弁護士費用等に関する各種援助制度が利用できることなどについての認知は、約65%にとどまった。 また、平成20年12月に施行された被害者参加人のための国選弁護制度については、制度施行から間もないこともあり、被害者参加弁護士の選定に関する業務を行っていることについて知っていたものが50.4%、当該制度を利用するに当たり必要な書類等がホームページに掲載されていることを知っていたものが16.7%であることが判明した。当該制度や民事法律扶助制度を組み合わせることで、犯罪被害者が経済的に困りの場合でも、被害直後から刑事手続、民事手続までの一連の法的手続等に、弁護士の援助を受けることが可能であることから、精通弁護士の紹介だけでなく、被害者参加人のための国選弁護制度及び民事法律扶助制度の更なる周知に努めることが重要である。また、これらの制度が適切に運用されるためには、より一層弁護士会等との連携・協力の促進が求められる。連携(紹介・取次等)状況に関する調査結果については、支援センターから紹介を受けたという利用者がいたとの回答は18.1%(同15.2%)、逆に利用者に対して支援センターを紹介したことがあるとの回答は39.5%(同29.7%)であった。
7	V	第1	1	(4)	エ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分な連携を図る。(再掲:第3, 1, (11)エ及び第4, 1, (27)ウ)	法務省	犯罪被害者支援に関する情報の提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介などの業務を円滑に行うためには、各地において犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であることから、各地方事務所において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会」(注)に加盟するなどし、同協議会やその構成員である機関・団体等が出席する会合等において、犯罪被害者支援業務についての説明を行うなど、1人でも多くの方々に支援センターが実施している犯罪被害者支援業務を知っていただけるよう周知を図ったほか、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場を設けるなど、法的支援を必要とする犯罪被害者の方々に対して、速やかに支援センターをご案内・ご紹介いただける体制を確保するため、連携・協力関係の構築・強化に取り組んだ。 特に、被害者参加制度等が施行された平成20年12月1日にあわせて、ほとんどの地方事務所において、警察、検察を始めとする関係機関と協議を複数回重ね、リーフレット等を犯罪被害者の方々に配布していただくよう協力依頼をするなど、当該制度において、支援センターが担う業務内容の周知に努めた。また、制度施行に伴い、より一層、連携を強化し、制度が円滑に運用されるよう、実務担当者との協議を重ねた。このような活動と並行して、犯罪被害者週間には、関係機関の講演に講師として参加、関係機関とともに街頭で広報活動を行いリーフレット等を配布、あるいはイベントにブースを設置した。 このように、協議会等への参加と併せて、イベントなどに参加若しくは共同で開催するなどして、連携・協力関係の構築に努めた。 (注)各都道府県警察等が事務局となり、弁護士会、地方検察庁、民間犯罪被害者支援団体、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関等を構成メンバーとして設置されている。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
8	V	第1	1	(4)	オ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知させる。(再掲:第3, 1 (11)オ及び第4, 1, (27)エ)	法務省	支援センターが実施する犯罪被害者支援業務について、特に、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度及び損害賠償命令制度に関するFAQの作成には、新しい制度であることを考慮し、できる限り分かりやすい言葉を使用するよう配慮した。また、犯罪被害者支援リーフレットにこれらの制度について追記・改訂し、全国の地方事務所から関係機関等を通じ、相談者に適宜配布いただくよう、周知・依頼を行っている。さらに、制度施行前後には、全国のほとんどの地方事務所において、関係機関等による協議会やフォーラムに参加し、担当職員等による制度の説明や広報物(リーフレット、ポスター等)の配布を行った。なお、ホームページにはこれらの制度の概要を掲載し、上記リーフレットや、被害者参加人のための国選弁護制度を利用する場合に必要な書類がダウンロードできるようにするなどした。 コールセンターにおいては、オペレーターに制度を周知するとともに、事案に応じて臨機応変に地方事務所へ転送・取次等の対応ができるよう対応チャートを作成し、地方事務所にも周知するなど、連携体制の構築を図っている。
9	V	第1	1	(5)		公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施	法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。(再掲:第3, 1, (3)ア)	法務省	刑事被告事件の被害者等については、原則として、また、いわゆる同種余罪の被害者等についても、損害賠償請求権の行使のため必要性があり、相当と認められる場合には、公判記録の閲覧・謄写を認めることとして公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大した(「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(H19.6.20成立, H19.12.26施行))。
10	V	第1	1	(6)	ア	損害賠償請求制度に関する情報提供の充実	損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。(再掲:第4, 1, (22))	警察庁	警察庁において、「被害者の手引」(施策番号175参照)などにより、損害賠償請求制度の概要などについて紹介している。
								法務省	法務省においては、損害賠償請求制度やその他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度を紹介している犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を作成し、全国の検察庁や警察署などの関係機関で配布するなどして、制度の周知を図っている。
11	V	第1	1	(6)	イ	損害賠償請求制度に関する情報提供の充実	法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。(再掲:第4,	法務省	法務省においては、損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報を掲載している犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁や警察署などの関係機関で配布するなどして、情報提供を行っている。
12	V	第1	1	(7)		刑事和解等の制度の周知	法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度を周知徹底させる。(再掲:第3, 1, (3)イ及び(16)ア)	法務省	法務省において、刑事和解制度などについて、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」に掲載し、検察庁や関係機関等で配布しているほか、パンフレットの内容を法務省ホームページや検察庁ホームページに掲載するなどして、周知を図っている。 また、検察官等に対しては、会議や研修などの機会を通じて刑事和解制度などについての理解を深めさせており、検察官等が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるよう努めている。最高検察庁は、平成20年9月、犯罪被害者等が適切かつ効果的に刑事裁判に参加することができるようにするため、刑事訴訟法第316の33第1項に規定する被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士からの証拠開示請求に対する弾力的な運用に努めるよう通達を発出しており、検察官等は、同通達に基づき、適切に対応している。
13	V	第1	1	(8)	ア	保険金支払いの適正化等	財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払いを行うことの指示等により、自賠責保険金の支払いの適正化を図る。	国土交通省	・財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構では、平成20年度、自動車事故による被害者の申請により、716件の保険金の支払い内容について、弁護士や医師による審査・調停を行った。 ・国土交通省では、平成20年度、保険会社62箇所に対する立入検査を実施し、保険金の適正な支払を指導した。
14	V	第1	1	(8)	イ	保険金支払いの適正化等	金融庁において、「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日策定)に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢整備の状況について検討していく。	金融庁	金融庁において、「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、保険会社に対する検査・監督を通じて、各保険会社における保険金支払管理態勢整備の状況について検証している。
15	V	第1	1	(8)	ウ	保険金支払いの適正化等	金融庁において、保険会社の検査・監督を行うに当たっては、苦情・相談として寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切な対応をしている。	金融庁	金融庁において、苦情・相談として寄せられる情報を活用し、保険金の不払い等の保険会社側に問題があると認められる業務・運営については業務改善命令を発出する等、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしている。
16	V	第1	1	(8)	エ	保険金支払いの適正化等	財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する無料の法律相談・示談斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。	国土交通省	財団法人日弁連交通事故相談センターでは、平成20年度、全国152箇所の相談所において、弁護士による自動車事故被害者からの法律相談・電話相談36,616件を受け付け、自動車事故の損害賠償問題の適正かつ迅速な解決への支援を行った。
17	V	第1	1	(8)	オ	保険金支払いの適正化等	国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補することにより、適切な支援を行う。	国土交通省	国土交通省では、平成20年度、2,478件(ひき逃げ1,928件、無保険550件)の損害のてん補を行った。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
18	V	第1	1	(9)		受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用	法務省において、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）における受刑中の者が作業報奨金を被害者に対する損害賠償に充当することを可能とする制度が十分に運用されるよう努める。	法務省	平成18年5月から「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成19年6月1日から「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更）において、受刑者が釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合において、その使用目的が被害者に対する損害賠償への充当等相当なものであると認めるときは、支給時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出の額の全部又は一部の金額を支給することができることとしているところ（第98条第4項）、この制度を十分に運用するため、刑執行開始時における指導等の際にその旨を説明しているほか、居室内に整備している所内生活の心得等の冊子に記載して周知を図っている。
19	V	第1	1	(10)		暴力団犯罪による被害の回復の支援	暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。	警察庁	警察においては、暴力団員による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等に対して、本人からの申出に基づき、被害の回復等のための助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に行っている。 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）が改正され、指定暴力団員が当該暴力団の名称を示すなどにより資金獲得行為を行う際に他人の生命、身体又は財産を侵害した場合には、その指定暴力団の代表者などが損害賠償責任を負うこととされたほか、指定暴力団員が、損害賠償請求や事務所撤去のための請求者又はその配偶者等に対して、不安を覚えさせるような方法で損害賠償請求等を妨害してはならないこととされた。平成20年中、損害賠償請求等の妨害行為に対して、防止命令を3件発出している。 都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）においては、暴力団対策法に基づき、民事訴訟費用の無利子貸付等を行っている。 各都道府県では、警察、都道府県センター、弁護士会の三者が、民事介入暴力事案の民事訴訟などにおいて共同して対処するために設立した「民暴研究会」において、訴訟関係者に対する暴力団情報の提供や訴訟関係者の保護対策などの支援を行っている。 平成20年中に警察などが支援した暴力団関係事案に係る民事訴訟件数は85件、援助の措置件数は165件である。
20	V	第1	2	(1)		現行の犯罪被害給付制度の運用改善	現行の犯罪被害給付制度の周知徹底、迅速な裁定等運用面の改善を図る。	警察庁	警察庁において、都道府県警察に対して、パンフレット、ポスター、インターネット上のホームページなどを活用して犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるよう指導している。また、犯罪被害給付制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、迅速な裁定など運用面の改善に努めるよう指導している。 今後とも都道府県警察に対して、犯罪被害給付制度の周知徹底、迅速な裁定など適切な運用に努めるよう指導していく。
21	V	第1	2	(2)		犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大	警察庁において、犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲及び親族間犯罪の被害に係る支給について、現状よりも拡大する必要があることを前提に、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	警察庁	警察庁において、平成18年4月、重傷病給付金の支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを行うとともに、親族間の犯罪における支給制限を緩和した。 さらに、平成21年10月、親族間の犯罪のうちDV事案について特に必要と認められる場合には、全額支給ができるよう特例規定の見直しを行った。

番号	基本計画符号				項目	施策	担当省庁	推進状況
22	V	第1	2	(3)	経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施	犯罪被害者等に対する経済的支援制度を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方に関する検討を含め、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。 →「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ	(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)	
						1(2) 給付水準の引き上げ指針 ① 遺族給付金、障害給付金 (略) 重度後遺障害者を対象とする障害給付金について、重点的な引上げを行うべきである。(略) また、被害者の被扶養家族である遺族に対する遺族給付金についても、(略) 引上げを図るべきである。 ② 休業給付 重傷病給付金対象者のうち、傷病のため休業を余儀なくされたものに対しては、自動車損害賠償保障法の傷害事故に係る支払額の上限を参考として、医療費と併せて、新たに休業損害を考慮した一定の給付を行うことを検討すべきである。	警察庁	平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正され、7月から関係政令などとともに施行された。これにより、重度後遺障害者に対する障害給付金や生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金が引き上げられ、それらの最高額は自動車損害賠償責任保険並の金額に近づけられるとともに、重傷病給付金については休業損害を考慮した額が加算されることとなった。
						1(4) 基金 (略) 新たな経済的支援制度による公的な救済の対象とならない犯罪被害者等であって、個別の事情に照らし、何らかの救済の手を差し伸べないと基本法の趣旨を全うできないと思われる特別な事情がある者に対しては、社会の連帯共助の精神に基づき、民間の浄財による基金において一定の指針の元に、給付を行うような仕組みを構築すべきである。 この場合、国においては、民間浄財を国民に広く募る観点から、民間による被害者支援の重要性と必要性に関する広報啓発等に積極的に取り組むべきである。また、基金への民間寄附に係る税制上の優遇措置を検討すべきである。	内閣府	基金による救済の対象として想定される事案は、公的な救済の対象とならないものの救済が行われないと基本法の趣旨が全うできないと思われるような特別な事情があるような事案であること及び早期に制度を構築することが必要と思われることから、既存の基金を活用するものとし、平成20年4月に犯罪被害者等施策関係省庁連絡会議幹事会を開催し、関係省庁に所管する基金等での対応について検討を依頼した。
						4 経済的支援の対象について 基本的には現行の犯罪被害給付制度の対象を維持すべきであり、過失犯ないし財産犯の被害者等や日本に住所を有する外国人以外の外国人をその対象とすることは困難である。 ただし、過失犯ないし海外で身体犯被害を受けた日本国籍を有する被害者等に関しては、個別の事情に照らし、何らかの救済を行わないと基本法の趣旨を全うできないと思われる特別の理由がある場合、前記基金による対応を考慮すべきである。	警察庁	平成20年12月から(財)犯罪被害救援基金において「犯罪被害者等に対する支援金支給事業」が開始された。 同事業は犯罪被害給付制度などの公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者等であっても、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者に対して、その申請に基づき、同基金が支援金を支給するものである。
						2(1) 医療費(1年を超える医療費の自己負担分) 犯罪被害給付制度の重傷病給付金の支給対象期間が3ヶ月から1年に拡大されたばかりであることから、当面、その運用をみるべきである。(略)	警察庁	制度の運用実態を踏まえ検討していく。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
							2(2)①医師によるカウンセリング PTSDに対する長時間暴露法等の精神的被害に有効とされている療法について、診療報酬上の評価が、その手厚い診療内容に見合ったものとなっていないとの指摘もあることから、当該療法についての科学的評価を踏まえ、診療報酬改定の際に必要な応じて措置を講ずるべきである。	厚生労働省	精神科専門療法に係る診療報酬上の評価については、 ① 平成18年度の診療報酬改定において、PTSDの診断のための検査(CAPS)について医療保険の対象にしたほか、 ② 平成20年度の診療報酬改定において、ストレス関連障害等の小児患者に対し療養上必要なカウンセリングを行った場合の評価の充実や20歳未満の者に対して通院・在宅精神療法を行った場合に加算を算定できる期間を6ヶ月から1年に拡大するなど、累次の診療報酬改定でその充実を図っているところである。
							2(2)② 臨床心理士、犯罪被害者相談員等によるカウンセリング・相談 臨床心理士、犯罪被害者相談員等によるカウンセリング・相談について、都道府県における予算措置が確実になされ、さらには、早期支援後も継続してカウンセリング・相談が受けられるような予算措置がなされていくよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。	警察庁	警察庁において、 ○民間被害者支援団体に対する相談業務の委託 補助金9,400万円 ※民間団体相談員の委嘱 ※民間団体相談員の研修 ○民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託 補助金5,700万円 ※直接支援員の委嘱 ※直接支援員の研修 に要する経費につき財政的援助を行っており(平成21年度)、これらの予算が措置されるよう都道府県警察を指導している。
							3 (1)①申請期間 現行の犯罪被害給付制度の申請期間(2年、7年)を維持しつつ、やむを得ない事情で申請ができなかった場合に特例的に申請を認めることができるよう、制度の見直しを検討するべきである。	警察庁	平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正され、加害者によって身体の不自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により所定の申請期間を経過する前に給付金の申請をすることができなかったときは、給付金の申請期間が過ぎていたとしても、その理由がやんだ日から6月以内に限り、例外的に申請をすることができることとなった。
							3(2)給付方法 ①給付の方法 給付は一時金とする。ただし、一時金の支給を受けた犯罪被害者等が分割的支払を希望する場合には、それが可能となるよう、金融機関における必要な手続等について教示すべきである。 ②給付の迅速化 現状よりも迅速に本給付及び仮給付ができるよう運用改善に努めるべきである。 また、犯罪被害者等に身近な地方公共団体が当座必要な資金を迅速に貸与・給付することが、犯罪被害者等の被害直後の生活支援にとって効果的であることに鑑み、そのような制度の導入が地方公共団体にとって積極的に行われるよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。	警察庁 警察庁 内閣府	犯罪被害者等給付金は遺族給付金、障害給付金及び重傷病給付金の3種類があり、いずれも一時金として支給されている。 また、警察庁において、犯罪被害給付制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどにより、迅速な裁定など適正な運用に努めるよう都道府県警察を指導している。 犯罪被害者等施策主管課室長会議や、地方公共団体職員向け研修会などにおいて、犯罪被害者等に見舞金を支給する制度を導入した地方公共団体からの事例発表を行うなど、地方公共団体に対する啓発・情報提供に努めている。
							3(3)②認定機関、不服申立機関 (略)どのような場合に給付金が支給されるのか、その認定はどのようになされるか、どのような場合に不服申し立てができるか等の制度の内容が十分周知されていないきらいもあるので、犯罪被害者等に対してだけでなく、広く一般の国民に対しても、制度に関する積極的な広報に努めるとともに、認定機関・不服申立機関における公平性・中立性の確保に一層努めていくべきである。	警察庁	警察庁において、パンフレット、ポスター、インターネット上のホームページなどを活用して犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるよう都道府県警察を指導している。 また、不服申立機関である国家公安委員会には、専門委員(有識者)がおかれ、審査請求があった場合には、当該審査請求に係る専門の事項について専門委員に調査審議させるなど、公平性・中立性の確保に努めている。
							3(4)経済的支援制度に関する法形式 今回の抜本的な犯罪被害者等に対する給付の拡充等が的確に反映されるような法律の名称が検討されることを希望する。	警察庁	平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正され、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する」ことが犯罪被害給付制度の理念とされ、改正後の法律の題名は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改められた。
							5 テロ事件の被害者等に対する特例的措置について 対象となるテロ事件の定義付けは困難である上、テロ事件の態様は様々であるから、一般の犯罪被害者等とは別に特別の救済策をとることをあらかじめ包括的に定めておくことは困難である。ただし、国家または社会に対するテロ行為により無差別大量の死傷者が生じた場合には、国は、迅速に、当該テロ事件を指定して特別措置法を制定するなどにより、当該テロ事件に対する国の対処方針を決定し、そのなかで、被害者等に対する医療、カウンセリング等の早期支援の実施を定めるとともに、社会の連帯共助の精神に基づく基金を設置するなどにより、事案に即した被害者等の経済的救済を図る措置を明確に示すべきである。	内閣府	平成20年度から、諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援制度についての調査研究を実施している。平成20年度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツを対象として実施し、平成21年度は、イタリア、スペイン、カナダ、オーストラリア、韓国について調査中である。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
23	V	第1	2	(4)		性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減	警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法の検討を含め、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	警察庁	警察庁において、平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊などに要する経費（初診料、診断書料、検査費用、中絶費用などを含む。）を援助することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている（性犯罪被害者に対する緊急避妊などに要する経費（国庫補助金）：20年度112百万円、21年度112百万円）。
24	V	第1	2	(5)		司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置	犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。	警察庁	都道府県警察において、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を公費により支給し、遺族の経済的、精神的負担の軽減を図っている（司法解剖後の遺体搬送費の改善（国庫補助金）：20年度52百万円、21年度52百万円）。
25	V	第1	2	(6)		医療保険利用の利便性確保	厚生労働省において、警察庁の協力を得て、犯罪被害者等における医療保険利用の利便性確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	厚生労働省	平成18年7月、地方社会保険事務局に対し、犯罪被害者が医療機関の窓口において、保険診療の実施を拒まれることがあるとの指摘に対する現状の把握に努め、また、具体的に保険診療の実施を拒む事例があった場合には、本省への報告を行うとともに、当該医療機関に対して適切な指導を行うよう指示したところである。今後も引き続き地方厚生局と連携して、適切な対応を図っていく。
26	V	第1	3	(1)	ア	公営住宅への優先入居等	国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件の緩和等により、単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にするよう検討し、平成17年度中にも所要の措置を講ずる。	国土交通省	・国土交通省では、「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）を踏まえ、平成17年12月に「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」を各都道府県知事あてに発出し、犯罪被害者等の公営住宅への優先入居や目的外使用について周知した。また、DV被害者の公営住宅の入居について、優先入居や目的外使用のほか、公営住宅法施行令を改正し単身入居が可能となるように同居親族要件の緩和を行った。（平成17年施行令改正） 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居戸数 平成20年12月：391戸（都道府県及び政令市） 犯罪被害者等の公営住宅への目的外使用入居戸数 平成20年12月：15戸（都道府県及び政令市） DV被害者の公営住宅への単身入居戸数 平成20年12月：72戸（都道府県及び政令市）
27	V	第1	3	(1)	イ	公営住宅への優先入居等	独立行政法人都市再生機構において、機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置について、公営住宅への優先入居に関する検討結果を踏まえ、必要性について検討する。	国土交通省	独立行政法人都市再生機構では、機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置について、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、引き続き必要性について検討していく。なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体から、機構賃貸住宅の借り上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。
28	V	第1	3	(1)	ウ	公営住宅への優先入居等	国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。	国土交通省	国土交通省では、平成17年12月に「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」を各都道府県知事あてに発出し、犯罪被害者等への公営住宅に係る情報提供について、各都道府県の警察及び検察当局等の関係機関の協力を得つつ、積極的に対応するよう要請した。
29	V	第1	3	(2)	ア	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。（再掲：第2、2、（3）ア）	厚生労働省	児童虐待やDVの被害者等の保護については、年々増加している状況であるが、各児童相談所及び婦人相談所の一時保護所や、平成14年度からは厚生労働大臣の定める基準を満たす婦人保護施設や民間シェルター等において一時保護を委託して実施しており、被害者の個々の状況に応じて保護期間を柔軟に延長するとともに、適切な運用に努めている。 婦人相談所一時保護所は、全国に49ヵ所あり、一時保護の委託契約施設数は261ヵ所（内訳：母子生活支援施設99、民間団体86、児童福祉施設25、婦人保護施設20、身体障害者施設9、知的障害者施設9、保護施設6、老人施設4、その他3）となっている（平成21年4月1日現在）。一時保護委託を含めた一時保護の状況については、平成20年度において、6,613を保護しており、うち約7割の4,666人が夫等の暴力を主訴として保護されている。（一時保護委託人数は1,767人で、うち1,551人が夫等の暴力を主訴としている。）
30	V	第1	3	(2)	イ	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）により、平成21年度までに、虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善を実施する。（再掲：第2、2、（3）イ）	厚生労働省	平成21年4月1日現在、35都府県・指定都市において、個別対応できる一時保護所の環境改善が行われている。
31	V	第1	3	(2)	ウ	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の現状や配偶者等からの暴力（DV）被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルターにおける一時保護委託の状況に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。（再掲：第2、2、（3）ウ）	厚生労働省	児童相談所については、福祉行政報告例及び雇用均等・児童家庭局総務課調べの中で一時保護所の職員数や保護日数等の必要なデータを調査しており、平成21年度においては、一時保護所における心理担当職員や、学習指導を行う教員OB等の配置に必要な予算措置を行うなど、必要と考えられる施策に反映させている。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
32	V	第1	3	(2)	エ	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどにより、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。	厚生労働省	厚生労働省において、地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の生活支援、心理的ケア、自立支援、(子育て支援)の機能強化を図るために、母子生活支援施設においてDV被害者等に対する手厚い保護・指導を行うための指導員の加配に必要な費用に係る加算制度(H17:83か所→H20:105か所)を設けているほか、平成19年度においては、婦人保護施設における心理療法担当職員の常勤化を図るとともに、婦人保護施設や母子生活支援施設等を退所するDV被害者等が、身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借ができないことがないよう身元保証人確保対策事業を実施し、平成20年度においては、婦人保護施設退所者自立生活援助事業における、従来の対象者数にかかわらず一律に補助を行っていた補助方式を、対象者数に応じた方式に改めた。また、平成21年度においては、DV被害者等に同伴する児童へのケアの充実強化を図るとともに女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整えるため、婦人保護施設における児童の保育や学習支援等のケアを行う指導員の配置を実施した。
33	V	第1	3	(2)	オ	被害直後及び中期的な居住場所の確保	児童虐待、配偶者等からの暴力(DV)、人身取引以外の犯罪等による被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設について、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。(再掲:第2, 2, (4))	(内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省)	
							→「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ 6(3)被害直後及び中長期的な居住場所の確保 被害直後の居住場所の確保については、既存の取組のほか、警察庁において平成19年度予算において、被害直後の一時避難場所の借り上げに係る予算措置がなされたところであり、まずはこれらの取組を着実に推進すべきである。 中期的な居住場所の確保については、基本計画における国土交通省の取組を確実に実施するほか、まずは犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。	警察庁	警察庁において、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っており、同制度が適切に運用されるよう都道府県警察を指導している(犯罪被害者等に対する一時避難場所などの借り上げに要する経費:20年度 32百万円、21年度 32百万円)。
								国土交通省	国土交通省では、「犯罪被害者等基本法」(平成16年法律第161号)を踏まえ、平成17年12月に「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」を各都道府県知事あてに発出し、犯罪被害者等の公営住宅への優先入居や目的外使用について周知した。また、DV被害者の公営住宅の入居について、優先入居や目的外使用のほか、公営住宅法施行令を改正し単身入居が可能となるように同居親族要件の緩和を行った。(平成17年施行令改正)
								内閣府	犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員向け研修会の場において、犯罪被害者等へ総合的な支援を行っている地方公共団体(大阪府摂津市、東京都杉並区等)からの事例発表を行うなど、地方公共団体に対する啓発・情報提供に努めている。
34	V	第1	3	(2)	カ	被害直後及び中期的な居住場所の確保	犯罪被害者等の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保について、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。 →「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ 6(3)被害直後及び中期的な居住場所の確保 中期的な居住場所の確保については、基本計画における国土交通省の取組を着実に推進するほか、まずは、犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。	(内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省)	同上
35	V	第1	4	(1)	ア	事業主等の理解の増進 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。	母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。	厚生労働省	犯罪被害者等が母子家庭の母等である場合には、当該者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、当該者と求人事業主との相互理解を促進することを通じて、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用を実施している。 実績(20年度):トライアル雇用開始者数218人、常用雇用移行率78.5%
36	V	第1	4	(1)	イ	事業主等の理解の増進 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。	公共職業安定所や独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主に対する配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細やかな相談援助の適正な運用に努める。	厚生労働省	犯罪の被害を受けたことが原因で職業生活に相当の制限を受けることとなった者等については、事業主の理解を得て、雇用の維持を図っていくことが重要であることから、事業主の求めに応じ、公共職業安定所や独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおいて、配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細やかな相談援助体制を整備している。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
37	V	第1	4	(1)	ウ	事業主等の理解の増進 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。	公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援の適正な実施に努める。	厚生労働省	公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援の適正な実施に努める。 平成20年度の公共職業安定所における就職件数は1,878,735件、就職率は26.7%である(新規学卒者を除き、パートタイムを含む。)
38	V	第1	4	(1)	エ	事業主等の理解の増進 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。	独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主を対象とした雇用管理講習会において、犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマについて取り上げる。	厚生労働省	独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおいて、犯罪被害者等の雇用管理をテーマに盛り込んだ雇用管理講習会を、平成20年度は46回実施した。
39	V	第1	4	(1)	オ	事業主等の理解の増進 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。	公共職業安定所職員に対する研修において、犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げる。	厚生労働省	平成21年度に独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校が実施する以下の公共職業安定所職員に対する研修において、犯罪被害者等への理解に資するテーマ(犯罪被害者等の置かれている状況等)を取り上げている。 ・労働行政職員基礎研修 ・公共職業安定所課長・統括職業指導官研修 ・職業安定行政職員上級研修
40	V	第1	4	(2)	ア	個別労働紛争解決制度の活用等	厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働関係紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知を徹底させるとともに、その適正な運用に努めていく。	厚生労働省	犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日付け閣議決定)の趣旨に基づき、個別労働紛争解決制度が適切に活用されるように、平成17年12月27日付け事務連絡により都道府県労働局に対して指示を行ったところであり、制度の周知、適正な運用に努めているところである。
41	V	第1	4	(2)	イ	個別労働紛争解決制度の活用等	厚生労働省において、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、情報の提供、相談等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底させるとともに、その積極的な活用を図っていく。	厚生労働省	犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日付け閣議決定)の趣旨に基づき、個別労働紛争解決制度が適切に活用されるように、平成17年12月27日付け事務連絡により都道府県労働局に対して指示を行ったところであり、制度の周知、適正な運用に努めているところである。
42	V	第1	4	(3)		被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討	厚生労働省において、警察庁及び法務省の協力を得て、犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	厚生労働省	当該休暇制度については、平成18年度に現状に関する必要な調査を実施したところである。 当該調査結果を踏まえ、平成19年度にはリーフレットの作成・配布による周知啓発を実施し、また、平成20年度には前年度に引き続きリーフレットを作成するほか、ポスターを新たに作成して配布したところ。 今年度については、前年の施策に加えて、セミナーでの周知広報や休暇制度に関するホームページへの掲載を行うことを予定している。
43	V	第2	1	(1)		「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の継続的实施等	厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を継続して実施し、PTSD対策に係る専門家を養成するとともに、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。	厚生労働省	「心の健康づくり対策研修会(厚生労働省補助金事業)」の中で医師、保健師等に対して「PTSD(心的外傷後ストレス障害)対策専門研修会」を行っており、その中で犯罪被害者の心のケアに関する研修も実施している。さらに、平成18年度からは、より高度な診断評価・治療の技法等を身につけるため、医師、保健師等を対象にアドバンスコースを設けることとしたところである。 (参考)PTSD対策専門研修会 東京とその他の都市で年2回開催(3日間連続) 平成20年度 : 受講者数 139名 平成13年度～20年度 : 計2,206名
44	V	第2	1	(2)		重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施	厚生労働省において、犯罪被害者等の重度のPTSD等重度ストレス反応について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療等を行う専門家が全国的に不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の在り方を含め、必要とされる高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	厚生労働省	平成17年度より3年計画で行った「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」(厚生労働省科学研究費補助金事業)の成果を踏まえ、国立精神・神経センターにおいて犯罪被害者に対応可能な専門家の養成に資する研修(PTSD精神療法研修)を平成19年度より行っている。また、国立精神・神経センターにおいて、「犯罪被害者のメンタルヘルス情報」ホームページ(http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html)を開設し、支援の方法や枠組みについて情報提供を行っているところである。
45	V	第2	1	(3)		PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大	厚生労働省において、PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大について科学的評価を行い、これを踏まえ、平成18年度に予定している次期診療報酬改定において、必要に応じて措置を講ずる。	厚生労働省	精神科専門療法に係る診療報酬上の評価については、 ① 平成18年度の診療報酬改定において、PTSDの診断のための検査(CAPS)について医療保険の対象にしたほか、 ② 平成20年度の診療報酬改定において、ストレス関連障害等の小児患者に対し療養上必要なカウンセリングを行った場合の評価の充実や20歳未満の者に対して通院・在宅精神療法を行った場合に加算を算定できる期間を6ヶ月から1年に拡大するなど、累次の診療報酬改定でその充実を図っているところである。

番号	基本計画符号				項目	施策	担当省庁	推進状況
46	V	第2	1	(4)		地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供 厚生労働省において、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期、二次、三次の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制の充実強化を図る。	厚生労働省	設備整備費、運営費などの補助事業等を通じ、初期救急医療を担う休日夜間急患センター、二次救急医療を担う共同利用型病院等、三次救急医療を担う救命救急センターの整備の促進を図っているところ。 また、メディカルコントロール(MC)体制の地域差の是正等を目的に、平成19年度より総務省消防庁において主催される全国MC協議会連絡会へ、厚生労働省としても共催という形で積極的に参画し、地域のMC体制の強化を図るところ。 (※) メディカルコントロール体制 救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において救急救命士等がおこなう救急医療活動について、医師による指示、指導・助言、事後検証を行い、その質を保障する体制。
47	V	第2	1	(5)		救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備 厚生労働省において、救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。	厚生労働省	厚生労働省は、救命救急センターに犯罪被害者等が搬送された場合にも、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療などが速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを各都道府県に求めている。 また、平成22年度から、救命救急センターの充実段階評価の項目に、「精神科医による診療体制」を追加し、当該評価結果を公表することとした。
48	V	第2	1	(6)		高次脳機能障害者への支援の充実 厚生労働省において、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)や高次脳機能障害支援モデル事業の成果の普及等により、高次脳機能障害者の適性とニーズに応じた支援を提供できるような仕組みを構築する。	厚生労働省	高次脳機能障害支援モデル事業で得られた成果を普及し、高次脳機能障害を有する方に対する適切な支援が提供できる体制を全国に広げていくことが重要であることから、都道府県・指定都市の行政担当者及び医師等関係職種に対し、モデル事業により得られた訓練プログラムや支援方法等の習得を目的に、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて研修を行ってきているところであり、今後、一層の研修内容の充実に努めていくこととしている。 また、平成18年10月より、障害者自立支援法の都道府県地域生活支援事業として、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援や、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解の促進のための普及・啓発を行うとともに、高次脳機能障害者の支援手法等に関する研修等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」を実施することにより、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図っているところである。 (参考)高次脳機能障害支援普及事業 平成20年度 : 46都道府県において実施
49	V	第2	1	(7)	ア	長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施 厚生労働省において、犯罪被害者を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療や介護サービスを受けられる方策について、医療機能の分化、連携を含めた平成18年の医療提供体制の改革の中で検討して、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	厚生労働省	平成18年6月の第164回通常国会において成立した「良質な医療の提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」に基づき、各都道府県は地域の実情に応じて、犯罪被害者を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療サービスを受けられるようにするため、急性期から回復期を経て自宅に戻るまで、患者が、一貫した治療方針のもとに切れ目のない医療を受けることができるよう、医療提供体制を構築している。
50	V	第2	1	(7)	イ	長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施 犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、特に犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスの在り方について十分に検討する。	内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省	平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正され、7月から関係政令などとともに施行された。これにより、障害給付金については、障害等級第1級に該当し、常に介護を要する状態にある犯罪被害者に対する障害給付金の最高額を約1,800万円から自動車損害賠償責任保険並の約4,000万円まで引き上げるなど、障害等級第1級から第3級までに該当する「重度後遺障害者に対する障害給付金」の最高額が引き上げられた。さらに、最低額についても引き上げ、特に、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者の場合には、大幅な引き上げが図られた。
51	V	第2	1	(8)		思春期精神保健の専門家の養成 厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)の被害者等の心理と治療・対応についての研修を充実させる。	厚生労働省	児童虐待や家庭内暴力など思春期における心の問題が社会問題化していることから、精神保健福祉センター、保健所、医療機関等の医師、保健師等を対象とした「思春期精神保健対策専門研修会」において、児童虐待や家庭内暴力などに関するカリキュラムを実施しているところであり、引き続き、思春期精神保健対策専門研修の充実を図ってまいりたい。 (参考)思春期精神保健対策専門研修会 コメディカルコース・医師コース : 東京とその他の都市で年2回開催(3日間連続) 平成20年度 受講者数 : コメディカルコース(看護師・保健師等) 110名(内アドバンストコース:16名)、医師コース 61名(内アドバンストコース:12名) 平成13年度～20年度 合計 : メディカルコース(看護師・保健師等) 2,110名、医師コース 984名
52	V	第2	1	(9)		少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施 厚生労働省において、少年被害者の被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、全国的に治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、少年被害者が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護が受けられるようにするため、児童精神科医等専門家の養成、その適正な配置その他の体制整備及び施設の増強に資する施策を実施する。	厚生労働省	全国の児童相談所において、平成21年4月1日現在では、児童福祉司が計2,428名、児童心理司が計1,065名配置されているほか、20年度から、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備による人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施しているところである。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
53	V	第2	1	(10)		性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施	厚生労働省において、性暴力被害者について、特有の対応を要する面があることを踏まえ、性暴力被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。	厚生労働省(医政局)	性暴力被害者も含め、患者等が医療に関する情報を十分に得られるような医療体制の整備を内容とする、「良質な医療の提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」が平成18年通常国会で成立。 当該法律の成立に伴い、医療機関管理者に対し、医療機能に関する一定の情報についての報告を義務化することで、都道府県が医療機関に関する情報を集約し、インターネット等でわかりやすく住民に情報提供する制度を規定したところ。 全都道府県において医療機関の基本情報についてはホームページ等において公開している。
54	V	第2	1	(11)		犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進	文部科学省において、犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、PTSD等の精神的被害に関する知識・技能を修得させるための教育を含め、各大学の医学教育における「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラム改革の取組を更に推進する。	文部科学省	医学教育の指針とされている医学教育モデル・コア・カリキュラム(H13年医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議策定)において、精神的被害に関する知識・技能の習得のための学習到達目標が定められており、文部科学省では、各大学に対しその教育の取組について要請。(例:H21年2月国公立大学医学部長会議、H21年5月全国医学部長病院長会議総会)
55	V	第2	1	(12)		犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等	文部科学省において、「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」の中で、犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施し、その結果に基づき、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけ、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。	文部科学省	平成18年度、文部科学省において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に、「臨床心理士の資質向上に関する調査研究事業」を委嘱した。犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施し、平成19年3月に報告書を作成した。また、調査研究の結果を受け、財団法人日本臨床心理士資格認定協会において、当報告書を利用した、犯罪等による被害者に対する支援活動について、臨床心理士の研修等の実施を検討しているところである。
56	V	第2	1	(13)		犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施	厚生労働省において、警察庁、法務省及び文部科学省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、犯罪の実情及び犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療関係者の在り方及びその要請のための施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。	厚生労働省	平成17年度より3年計画で行った「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」(厚生労働省科学研究費補助金事業)の成果を踏まえ、平成18年度より、国立精神・神経センターにおいて、精神科医療機関において必要な犯罪被害者・遺族への適切な対応のための基本的知識や初期対応の方法について、犯罪被害者メンタルケア研修を実施している。 また、厚生労働省科学研究費補助金事業において、「大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と介入方法の開発に関する研究」(平成20～平成21年度)や「精神療法の実施方法と有効性に関する研究」(平成19～21年度)を行い、PTSDおよび複雑性悲嘆の認知行動療法の有効性に関する研究を実施するなど、治療研究の推進を行っている。
57	V	第2	1	(14)		検察官等に対する研修の充実	法務省において、検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための研修等の充実を図っていく。	法務省	検察官等に対し、その経験年数に応じた各種研修等において、「被害者支援」等をテーマとした講義を実施するとともに、日常の業務でも、上司が個別事件の捜査・公判を通じて個々の検察官等に対して指導を行っている。また、検察官等に対し、検察庁内外における被害者支援の現状などにつき必要な情報提供を随時行っている。
58	V	第2	1	(15)		法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進	文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。	文部科学省	各法科大学院において、その自主的な判断に基づき多様な授業科目を展開しているところであるが、犯罪被害者に関する科目としては、例えば、犯罪被害者支援実務の面から、犯罪被害者の権利について総合的に考察する授業科目(犯罪被害者と法:静岡大学)や、犯罪被害者の利益や尊厳の回復を実現しうる司法制度の設計・運用を考察する授業科目(被害者と法:中央大学)が開設され、犯罪被害者等への理解の向上の促進のための教育が実施されている。
59	V	第2	1	(16)	ア	児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等 厚生労働省において、平成16年の児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、次の施策を実施する。	児童相談所の夜間・休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図っていく。	厚生労働省	児童相談所の夜間・休日における連絡・相談対応について、平成21年4月1日現在、全ての自治体において、その体制が確保されている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ)。 また、平成16年の児童福祉法改正において、子育て支援から要保護児童対策まで一貫した児童福祉施策の実施という観点から、政令で個別に指定した市については、児童相談所の設置を認めることとしたところであり、平成17年11月24日、横須賀市と金沢市の2市を児童相談所設置市に指定し(平成18年4月1日施行)、さらに、平成21年10月28日には、熊本市を加える改正を行った(平成22年4月1日施行)。
60	V	第2	1	(16)	イ	児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等 厚生労働省において、平成16年の児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、次の施策を実施する。	夜間対応等の体制整備や児童虐待に対する医療ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制を充実する。	厚生労働省	平成21年4月1日現在、61都道府県・指定都市において、地域の医療機関との協力・連携体制がとられている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ)。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
61	V	第2	1	(17)		少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実	文部科学省及び厚生労働省において、少年被害者の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関との連携を充実する。	文部科学省	平成20年3月28日付け、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長・初等中等教育局児童生徒課長通知『『児童虐待防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律』の施行について』を発出し、各都道府県教育委員会等に対し、同年4月から「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」の設置が義務化されたことについて周知を図るとともに、関係機関との連携・協力を努めること等について周知徹底を図っている。
								厚生労働省	要保護児童対策地域協議会についての設置を促進しており、設置率は平成20年4月1日現在で、全市町村の94.1%(虐待防止ネットワークを含む)となっている。また、平成21年4月に施行された改正児童福祉法において、要保護児童対策地域協議会の協議対象を拡大したほか、協議会の調整機関に一定の要件を満たす者を置く努力義務を課したことにより機能強化を図っており、調整機関職員が研修を受講する際にかかる費用を補助している。(次世代育成支援対策交付金)
62	V	第2	1	(18)	ア	少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実させるとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し、個々の状況に応じた必要な学習支援を促進していく。	文部科学省	各教育委員会等の指導主事等を対象にした、児童生徒の心とその課題への対応等についての研修の実施、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員等の配置、夜間・休日でも子どもの悩みや不安を受け止めることのできる24時間体制の電話相談の実施など、教育相談体制の整備を支援している。 平成21年度は小学校約3,700校(全体の約17%)、中学校約10,000校(ほぼ全校)に配置可能な予算を措置。
63	V	第2	1	(18)	イ	少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	文部科学省において、スクールカウンセラーを始め学校の教職員が一体となって、関係機関や地域の人材と連携しつつ、犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する教職員やスクールカウンセラーに対する研修を支援するとともに、各学校における取組を引き続き促進する。	文部科学省	各教育委員会等の指導主事等を対象にした児童生徒の心とその課題への対応等についての研修を実施するとともに、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員等の配置により、学校における教育相談体制を充実して関係機関や地域の人材と連携しながら、教育相談を必要とする児童生徒が教育相談を受けられるよう、教育相談体制の整備を支援している。
64	V	第2	1	(18)	ウ	少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。(再掲:第5,1,(15)イ)	文部科学省	教職員が、犯罪被害者等である児童生徒の相談などに的確に対応できるよう、大学の教職課程において、カウンセリングに関する基礎的な知識を必ず取り扱うこととされている。 各教育委員会等の指導主事等を対象に、児童生徒の心とその課題への対応等について研修を行い、各地域においてこれらの内容を踏まえた研修等が行われるよう図っている。
65	V	第2	1	(19)		被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	警察において、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を推進する。	警察庁	警察において、人格形成の途上にある少年が被害を受けた場合、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、被害少年の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員などによる指導・助言のほか、カウンセリングなどの継続的な支援を行っている。 被害少年の支援に際しては、臨床心理学、精神医学などの高度な知識・技能を有する部外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら支援を実施している。 また、それぞれの地域において、保護者などとの緊密な連携の下に、日常の少年を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、きめ細やかな訪問活動を行うボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している。 その他に、児童虐待防止広報啓発用リーフレットを作成・配布し、被害少年の継続的な支援活動の周知を図っている。
66	V	第2	1	(20)		里親制度の充実	厚生労働省において、少年被害者の保護に資するよう、里親養育援助事業や里親養育相互援助事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図っていく。	厚生労働省	厚生労働省において、里親養育援助事業や里親養育相互援助事業による里親の支援等の他、平成18年度から児童相談所、乳児院等の施設及び里親との連携を図りつつ、施設入所している子どもの里親への委託を推進している。 また、平成21年の児童福祉法改正において、これまでの里親体系を見直し、社会的養護の担い手となる「養育里親」を養子縁組を前提とした里親と区別し、研修や、都道府県による里親支援を法律上も明確に位置付けるとともに、里親手当の増額を図るなど、総合的な施策の拡充を図ったところである。
67	V	第2	1	(21)		少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の連携	厚生労働省において、少年被害者の被害に対する相談・治療等を行う専門家、医療施設その他の施設等を把握し、警察とも連携してその周知に努める。	厚生労働省	全国の児童相談所において、児童福祉法第12条の規定により、児童の福祉に関する業務を行っており、少年被害者についての相談があった場合においては、児童心理司による面接等を行うほか、必要に応じて、医療機関と連携して専門的な治療を行っている。
68	V	第2	1	(22)		犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知	厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。	厚生労働省	平成18年通常国会において成立した「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」において、患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援するために、医療機関の管理者に対し、医療機能に関する一定の情報について報告を義務化することで、都道府県が医療機関に関する情報を集約し、インターネット等でわかりやすく住民に情報提供する制度を規定したところ。 全都道府県において医療機関の基本情報についてはホームページ等において公開している。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
69	V	第2	1	(23)	ア	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応していく。	厚生労働省	診療情報の開示も含め、医療機関が個人情報を適切に取り扱うよう、「医療・介護関係事業者における個人得情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日)等の関連ガイドラインとともに、個人情報保護法に基づく開示に当たっては「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日)の内容に配慮しつつ適切に対応することについて、改めて周知を依頼する旨の通知を都道府県に発出した。 また、通知では、都道府県等において個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合には適切に取り扱うこと、個人情報を不適切に取り扱う医療機関に対しては都道府県知事等が報告聴取、助言、勧告又は命令の権限行使ができること等についても明らかにし、実効性の確保を図った。 【平成17年12月27日付け医政医発総発第1227001号・医薬総発第1227003号厚生労働省医政局総務課長及び医薬食品局総務課長連名通知】
70	V	第2	1	(23)	イ	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報を始めとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法(平成7年法律第105号)に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。	金融庁	金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報を始めとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしている。
71	V	第2	2	(1)	ア	加害者に関する情報提供の拡充	法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図っていく。 ※刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成18年6月8日法律第58号)の施行により、「行刑施設」は「刑事施設」に、「仮出獄」は「仮釈放」に、変更されている。	(警察庁) 法務省	法務省において、被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報の取扱いの運用について、引き続き制度実施に係る円滑な連携を図るため、会議などの機会を活用し、関係者などへの制度の一層の周知徹底に努めている。 なお、平成17年6月から、子どもを対象とした暴力的な性犯罪により刑事施設に服役している者の出所予定日、出所後の帰住予定先などの出所情報について、犯罪の予防のため、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、警察に情報を提供している。
72	V	第2	2	(1)	イ	加害者に関する情報提供の拡充	法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働体制の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。 ※刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成18年6月8日法律第58号)の施行により、「仮出獄」は「仮釈放」に、変更されている。	法務省	これまで、検察庁においては、被害者等通知制度により、犯罪被害者等に対し、事件の処理結果、公判期日、裁判結果、自由刑の執行終了による釈放時期等の通知を行ってきたが、平成19年12月から、提供する情報の拡充を行い、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、犯罪被害者等の希望に応じ、判決確定後の加害者が収容されている刑事施設の名称、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項、仮釈放及び仮退院審理の開始・結果に関する事項、保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について通知しており、平成20年において、判決確定後の加害者の情報を犯罪被害者等に通知した件数は、検察庁では7,305件であり、更生保護官署では、2,870件である。 また、加害者の刑事施設からの釈放などに関する情報(自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指定帰住地など)は、いわゆる再被害防止のための被害者等に対する出所情報通知制度により特に必要があるとき犯罪被害者等に通知している。 なお、平成19年12月の施策開始に伴い、全国の保護観察所に、被害者担当官(保護観察官)及び被害者担当保護司を配置しているが、これらの職員は、その任にあたる間、加害者処遇は行わないこととしている。
73	V	第2	2	(1)	ウ	加害者に関する情報提供の拡充	警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。	警察庁	警察において、子どもを対象とした暴力的な性犯罪により刑事施設に服役している者の出所予定日、出所後の帰住予定先などの出所情報について、平成17年6月から、法務省から提供を受け、出所者の改善更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、犯罪の予防や捜査への活用を図っている。
74	V	第2	2	(2)	ア	犯罪被害者等に関する情報の保護	法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度について、また、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。	法務省	平成19年12月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法の一部を改正する法律」により、公開の法廷で性犯罪等に係る事件の被害者の氏名等を秘匿することができる制度が導入されたことから、検察当局においては、被害者等の意向を踏まえ、同制度が適切に運用されるよう努めている。
75	V	第2	2	(2)	イ	犯罪被害者等に関する情報の保護	法務省において、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、①起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、②検察官又は弁護士が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けた検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	法務省	性犯罪などの被害者の氏名などについて、裁判所の決定により、公開の法廷においてこれを明らかにしないこととし、また、検察官が、証拠開示の際に、弁護士に対してこれがみだりに他人に知られないようにすることを求めることができる制度を創設した(「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(H19.6.20成立、H19.12.26施行))。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
76	V	第2	2	(2)	ウ	犯罪被害者等に関する情報の保護	総務省において、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の報告書(平成17年10月20日)を踏まえ、犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的見直しを行う。	総務省	平成18年及び19年において、住民基本台帳法の一部を改正し、住民基本台帳の一部の写しを何人も閲覧できる制度や住民票の写し等を何人でも取得できる制度を廃止し、閲覧等できる者について法律で明確に限定するなど、個人情報保護に十分留意した制度として再構築されたところ。 また、あわせて関係省令等の改正等を行い、従来講じられてきた加害者によるDV等の被害者に対する支援措置について、関係部局との連携を図るなど運用の充実が図られたところ。
77	V	第2	2	(2)	エ	犯罪被害者等に関する情報の保護	警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。(再掲:第5, 1, (16))	警察庁	施策番号256参照
78	V	第2	2	(3)	ア	一時保護場所の環境改善等	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。(再掲:第1, 3, (2)ア)	厚生労働省	施策番号29参照
79	V	第2	2	(3)	イ	一時保護場所の環境改善等	厚生労働省において、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)により、平成21年度までに、虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善を実施する。(再掲:第1, 3, (2)イ)	厚生労働省	施策番号30参照
80	V	第2	2	(3)	ウ	一時保護場所の環境改善等	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の現状や配偶者等からの暴力(DV)被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルターにおける一時保護委託の状況に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。(再掲:第1, 3, (2)ウ)	厚生労働省	施策番号31参照
81	V	第2	2	(4)		被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討	児童虐待、配偶者等からの暴力(DV)、人身取引以外の犯罪等による被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設について、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。(再掲:第1, 3, (2)オ)	(内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省)	
							→「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ 6(3)被害直後及び中長期的な居住場所の確保 被害直後の居住場所の確保については、既存の取組のほか、警察庁において平成19年度予算において、被害直後の一時避難場所の借りに係る予算措置がなされたところであり、まずはこれらの取組を着実に推進すべきである。 中期的な居住場所の確保については、基本計画における国土交通省の取組を確実に実施するほか、まずは犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。	警察庁	警察庁において、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っており、同制度が適切に運用されるよう都道府県警察を指導している(犯罪被害者等に対する一時避難場所などの借りに係る経費:20年度 32百万円、21年度 32百万円)。
								国土交通省	国土交通省では、「犯罪被害者等基本法」(平成16年法律第161号)を踏まえ、平成17年12月に「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」を各都道府県知事あてに発出し、犯罪被害者等の公営住宅への優先入居や目的外使用について周知した。また、DV被害者の公営住宅の入居について、優先入居や目的外使用のほか、公営住宅法施行令を改正し単身入居が可能となるように同居親族要件の緩和を行った。(平成17年施行令改正)
82	V	第2	2	(5)		警察における再被害防止措置の推進	警察において、同じ被害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、防犯指導・警戒等を実施して行っている再被害防止の措置を推進する。	警察庁	犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員向け研修会の場において、犯罪被害者等へ総合的な支援を行っている地方公共団体(大阪府摂津市、東京都杉並区等)からの事例発表を行うなど、地方公共団体に対する啓発・情報提供に努めている。
									警察において、「再被害防止要綱」に基づき、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し ・再被害防止のための関連情報の収集 ・関連情報の教示 ・連絡体制の確立と要望の把握 ・自主警戒指導 ・警察による警戒措置 ・加害者への警告 などの再被害防止措置を実施している。実施に当たっては、加害者を収容している刑事施設などと密接に連携している。 都道府県警察から、再被害防止対象者の指定状況や刑事施設との連携状況などについて、定期的又は随時に報告を求め、都道府県警察における再被害防止措置の徹底を図っている。

番号	基本計画符号				項目	施策	担当省庁	推進状況
83	V	第2	2	(6)		警察における保護対策の推進	警察において、暴力団等から危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定して、危害行為の未然防止の措置を推進する。	警察庁 警察において、暴力団犯罪の被害者等の安全を確保するため、暴力団等による危害行為を未然に防止するための基本的な事項を定めた「保護対策実施要綱」に基づき、的確な保護対策を実施している。 平成20年度においては、保護対策対象者の自宅における保護対策を効果的に遂行するための保護対策ボックスを整備するとともに、平成20年度から民間警備を補完的に活用するための経費を措置している。 平成21年度においては、保護対策ボックス及び保護対策対象者の自宅における監視活動などを強化するため資機材を整備する。
84	V	第2	2	(7)		保釈に關しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	法務省において、加害者の釈放に關し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聴くなどによりその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう、適切な対応に努めていく。(再掲:第3, 1, (6))	法務省 平成18年1月、最高検察庁から、被告人の保釈に關する意見提出に当たり、犯罪被害者等の安全確保をも考慮して適切な対応に配慮するよう通知が発せられており、検察官は、同通知に基づいて適切に対応している。
85	V	第2	2	(8)	ア	再被害防止に向けた関係機関の連携の充実	警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力(DV)の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等の保護に關する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実していく。	警察庁 警察において、配偶者等からの暴力事案に対し配偶者暴力相談支援センターなど関係機関・団体と連携した被害者支援を講ずるなど、犯罪被害者等の立場に立った適切な対応を図っている。人身取引事犯の被害者については、その適正な保護がなされるよう関係機関・団体と連携を図るとともに、犯罪被害者等が人身取引の被害を訴えることを容易とするようリーフレット約30万部を作成し、関係省庁、在京関係国大使館、関係国在外公館、NGO などの犯罪被害者等の目に触れやすい場所に広く配布するなどした。また、平成21年7月、人身取引に關する国の在京大使館・国際機関・NGO などを集めてコンタクトポイント会議を開催し、人身取引被害者の発見・保護などに關する意見交換を行うなどした。さらに、人身取引事犯などの被害者となっている女性などの早期保護を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名で事件情報の通報を受け、これを警察に提供して、捜査などに役立てる「匿名通報ダイヤル」を、19年10月から運用しており、21年7月からは、これまでの電話受付に加えてWEBフォームでの受付を開始した。(「子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業におけるインターネットでの受付運用について」: http://www.npa.go.jp/safetylife/hoan2/210702_tokumeitsuho.pdf 「平成20年中における人身取引事犯について」: http://www.npa.go.jp/safetylife/seikan42/h20_zinshin.pdf)。 児童虐待の被害者については、街頭補導、少年相談など様々な活動の機会を通じ、児童虐待事案の早期発見と被害児童の児童相談所などへの確実な通告に努めるとともに、都道府県知事・児童相談所長による児童の安全確認や一時保護、立入調査を円滑化するための援助を実施している。また、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)などへの積極的な参画など、学校、児童相談所などの関係機関との情報交換や連携強化に努めている。平成20年4月の改正児童虐待防止法の施行に際し、各種会議などを通じて、関係機関との連携の強化などの対応の徹底について指示している。
								厚生労働省 配偶者等からの暴力(DV)の被害者、人身取引の被害者等の保護に關しては、婦人相談所において、警察や児童相談所等の関係機関との連携が不可欠であり、その充実を図っているところ。 特に、DV被害者の保護と支援について、関係機関相互の共通認識及び総合調整が必要不可欠であることから、連携を強化するためのネットワークの整備にかかる費用を補助している。 虐待を受けている児童の保護については、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく援助を依頼するなど、児童相談所と警察の連携を図っている。また、平成18年9月26日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童虐待における警察との連携について」により、警察への援助要請や警察との情報交換及び一時保護中の児童に対する事情聴取時の対応等について周知したところ。
86	V	第2	2	(8)	イ	再被害防止に向けた関係機関の連携の充実	警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。	警察庁 警察庁において、警察と学校など関係機関の通報連絡体制の活用、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活用、加害少年やその保護者に対する指導などの一層の充実を図り、再被害の防止に努めている。 また、非行や犯罪被害など個々の少年の抱える問題行動に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所などの担当者からなる少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。平成20年度には、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、警察庁と文部科学省と合同で、都道府県警察、関係機関・団体の実務担当者に対する研修会を実施した。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
								文部科学省	非行や犯罪被害などの個々の少年の抱える問題行動に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所の担当者等からなる少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。平成17年度からは、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、警察庁と合同で都道府県警察、関係機関・団体の実務担当者に対する協議会を実施しており、平成21年度についても実施することとしている。 また、各教育委員会に対し、学校と警察が連携し、児童生徒の問題行動に対応できるよう、会議の場や平成18年6月5日付け初等中等教育局児童生徒課長通知「非行防止教室の推進を通じた児童生徒の規範意識の育成について」、平成19年2月5日付け初等中等教育局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」等を発出するなどして、促している。 要保護児童などに関しては、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」を踏まえ、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の適切な保護を図るための関係機関との適切な連携について、平成18年6月5日付け初等中等教育局児童生徒課長通知「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」、平成20年3月28日付け生涯学習政策局男女共同参画学習課長・初等中等教育局児童生徒課長通知「『児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律』の施行について」を発出するなどして、教育委員会などへ周知している。
87	V	第2	2	(9)	ア	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	警察において、子どもの死亡例に関する適切な検視等の実施に資する教育、児童虐待の発見に資する指導・教育、児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。	警察庁	警察において、児童虐待防止対策に従事する職員、検視の専門官、少年補導職員などに対し、早期に児童虐待を発見するための観点や平成20年4月1日に施行された「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の内容、関係機関との連携の在り方やカウンセリング技術などについて指導・教育を行うなど、児童虐待防止に関する専門的な知識・技能の向上のための教育を実施している。また、児童虐待防止広報啓発用リーフレットを作成・配布するなど、児童の安全確認や安全の確保を最優先とした取組を推進している。
88	V	第2	2	(9)	イ	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	文部科学省において、学校教育関係者など、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るなど、早期発見・早期対応のための体制の整備に努める。	文部科学省	平成18年6月5日付け初等中等教育局児童生徒課長通知「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」、平成20年3月28日付け生涯学習政策局男女共同参画学習課長・初等中等教育局児童生徒課長通知「『児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律』の施行について」を発出するなどして、教育委員会等に対し、学校教育関係者など、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図っているほか、平成21年5月に、学校等における児童虐待防止のための取組の一層の充実を図るため、学校等における児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識啓発と対応スキルの向上を図ることを目的に作成した、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)を、都道府県・指定都市教育委員会あてに配付するなどして、児童虐待に対する早期発見・早期対応のための体制の整備に努めている。
89	V	第2	2	(9)	ウ	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	文部科学省において、平成17年度に、学校等における児童虐待防止に向けた取組を推進するため、国内外の先進的取組事例を収集・分析する。	文部科学省	平成17年度に「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議」を設置し、調査研究を実施。同調査研究において、国内外の先進的取組事例を収集・分析等も行い、その成果を平成18年5月に「学校等における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)」に取りまとめるとともに、平成18年6月5日付け初等中等教育局児童生徒課長通知「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」を発出し、教育委員会等に対し、周知を図った。合わせて、同報告の内容を基にして、教職員の意識啓発と対応スキルの向上を図ることを目的に、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)を作成し、平成21年5月に都道府県・指定都市教育委員会あてに配付した。
90	V	第2	2	(9)	エ	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	厚生労働省において、児童虐待の早期発見に資するため、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携による取組について、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。	厚生労働省	児童相談所や市町村の連携した取組の好事例の収集し、平成21年7月の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議をはじめとした各種関係会議に係る行政説明などにおいて周知を図っている。
91	V	第2	2	(10)		児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施	厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」での児童の死亡事例等の検証を引き続き行っていく。	厚生労働省	平成20年6月に第1次から第4次報告を取りまとめた総括報告書を公表し、平成21年5月には第5次報告を取りまとめ、公表した。現在第6次報告に向けた検証等を進めているところ。
92	V	第2	2	(11)		児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための医療施設における取組の促進	厚生労働省において、医療施設における児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための取組を促進するための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。	厚生労働省	児童虐待防止法及び配偶者暴力防止法の趣旨等の周知徹底を図り、医療施設における取組を促進することを目的とする通知を各都道府県及び関係団体宛に発出している。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
93	V	第2	2	(12)	ア	再被害の防止に資する教育の実施等	法務省において、矯正施設に収容されている加害者に対し、被害者の心情等を理解させるため、「被害者の視点を取り入れた教育」の内容の一層の充実を図り、再被害の防止に資する。(再掲:第3, 1, (24)ア)	法務省	矯正施設においては、平成16年度に開催した「被害者の視点を取り入れた教育」研究会における提言等を踏まえて策定した標準プログラム等に基づき、被害者感情を理解させるためのオリジナルビデオ教材などを活用した指導を実施している。また、平成18年度からは、犯罪被害者等や支援団体の方々から被収容者に対し直接講話するゲストスピーカー制度を拡大するなど、「被害者の視点を取り入れた教育」の一層の充実に努めている。
94	V	第2	2	(12)	イ	再被害の防止に資する教育の実施等	法務省において、仮釈放に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底していく。(再掲:第3, 1, (26))	法務省	ストーカー事犯者、性犯罪事犯者などの保護観察対象者に対しては、事案に応じて、当該被害者への接近を禁止するなどの特別遵守事項を設定していることに加えて、「更生保護法」(平成19年法律第88号)の施行(平成20年6月)後は、性犯罪者については専門的処遇プログラムを受講することについての特別遵守事項も設定し、これを守るよう指導監督している。また、感謝の措置や被害弁償に誠意を尽くすことなどの生活行動指針を設定し、それを守る努力をするよう指導監督している。
95	V	第2	2	(12)	ウ	再被害の防止に資する教育の実施等	法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇に保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底していく。(再掲:第3, 1, (24)ウ)	法務省	保護観察対象者に対しては、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪指導のためのプログラムを策定し、平成19年3月から全国の保護観察所において、一定の重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、個別指導を実施している。
96	V	第2	2	(12)	エ	再被害の防止に資する教育の実施等	文部科学省において、非行少年等の立ち直り支援を行う中で、再被害の防止に資するよう、加害少年の立ち直りを図っていく。	文部科学省	学校・家庭・地域に自分の居場所がないと感じているといわれる非行等の問題を抱える青少年が、地域社会で立ち直り、再び非行を犯さないようにするため、立ち直り支援体制に関する事業や社会への一歩を踏み出すための活動の場に関する事業を実施した。
97	V	第2	2	(12)	オ	再被害の防止に資する教育の実施等	文部科学省において、様々な機会を活用して全国的に開設して行う子育てに関する学習講座の中で、児童虐待の防止に資するよう、親等の学習支援を充実する。	文部科学省	「家庭教育支援総合推進事業」(平成18～19年度)、「地域における家庭教育支援基盤形成事業」(平成20年度)、「家庭教育支援基盤形成事業」(平成21年度)において、子育ての不安や悩みを軽減し、良好な家庭環境を維持して児童虐待の防止に資するよう、地方公共団体による家庭教育に関する学習機会の提供を支援。 また、家庭教育支援施策の推進にあたって、児童委員・主任児童委員の積極的な活用を促す通知を厚生労働省と連名で都道府県等へ発出(平成21年3月)
98	V	第2	3	(1)	ア	職員等に対する研修の充実等	警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者対策室担当者による各警察署に対する巡回教育、被害者支援の体験記の配付等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。	警察庁	警察において、各級警察学校・職場における研修の充実を図っている(施策番号212参照)。
99	V	第2	3	(1)	イ	職員等に対する研修の充実等	法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。(再掲:第4, 2, (11)イ)	法務省	法務省においては、以下のとおり職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図っている。 ・検察官等に対し、その経験年数に応じた各種研修等において、「被害者支援」等をテーマとした講義を実施するとともに、日常の業務でも、上司が個別事件の捜査・公判を通じて個々の検察官等に対して指導を行っている。さらに、検察官に市民感覚を学ばせるため、犯罪被害者団体などの公益的活動を行う民間団体や民間企業に検察官を一定期間派遣するなどの研修を実施している。また、被害者支援員に対しては、中央研修を実施し、専門家、学識経験者等による講義及び討論等を行っている。 ・矯正官署においては、矯正施設職員に対し、矯正研修所において新規採用職員や初級幹部要員に対して実施する研修の中に、平成17年4月から、研修科目として、「犯罪被害者の視点」を設けるとともに、同じく上級幹部職員を対象とする研修において、犯罪被害者団体などの関係者を講師に招くなど、犯罪被害者等の置かれている現状や心情などの理解を深める研修の充実を図っている。さらに、各矯正施設において、平成18年度から、犯罪被害者等や支援団体の方々を招へいした職務研究会等を実施している。 ・更生保護官署においては、更生保護官署職員に対し、被害者担当官及び被害者担当保護司を対象とした研修のほか、新任の保護観察官、社会復帰調整官、指導的立場にある保護観察官等を対象とした研修などにおいて、犯罪被害者支援団体関係者や大学教授等による犯罪被害者心理やその支援に関する講義、犯罪被害者遺族による講話などを実施している。また、それぞれの保護観察所などにおいても犯罪被害者等の心理などに関する研修を実施している。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
100	V	第2	3	(1)	ウ	職員等に対する研修の充実等	法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めるとともに、市民感覚を失い又は独善に陥ることを防止することに資するためのセミナーの実施、検察官に市民感覚を学ばせるため、公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修の実施等、研修内容を検討しつつより効果的な研修を実施し、職員の対応の改善に努める。	法務省	検察幹部に対するセミナーにおいて、犯罪被害者等の心情等に理解を深めるための講義を実施するとともに、犯罪被害者団体などの公益的活動を行う民間団体や民間企業に検察官を一定期間派遣するなどの研修を実施している。
101	V	第2	3	(1)	エ	職員等に対する研修の充実等	法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。(再掲:第3, 1, (18)及び第4, 2, (11)ア)	法務省	検察官に対し、その経験年数に応じた各種研修において、「児童及び女性に対する配慮」、「被害者支援」等をテーマとした講義を実施するとともに、日常の業務でも、上司が個別事件の捜査・公判を通じて個々の検察官に対して指導を行っている。
102	V	第2	3	(1)	オ	職員等に対する研修の充実等	法務省において、副検事に対する研修の中で今後とも、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマにした科目の内容について一層の充実を図る。(再掲:第3, 1, (15))	法務省	副検事に対し、その経験年数に応じた各種研修において、「交通事件捜査」及び「被害者支援」等をテーマとした講義を実施するとともに、日常の業務でも、上司が個別事件の捜査・公判を通じて個々の副検事に対して指導を行っている。
103	V	第2	3	(1)	カ	職員等に対する研修の充実等	厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師及び精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る方向で検討し、3年以内に結論を得て、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。	厚生労働省	「心の健康づくり対策研修会」(厚生労働省補助金事業)の中で医師、保健師等に対して「PTSD(心的外傷後ストレス障害)対策専門研修会」を行っており、その中で犯罪被害者の心のケアに関する研修も実施している。さらに、平成18年度からは、より高度な診断評価・治療の技法等を身につけるため、医師、保健師等を対象にアドバンスコースを設けることとしたところである。 (参考)PTSD対策専門研修会 東京とその他の都市で年2回開催(3日間連続) 平成20年度 : 受講者数 139名 平成13年度～20年度 : 計2,206名 また、児童虐待や家庭内暴力など思春期における心の問題が社会問題化していることから、精神保健福祉センター、保健所、医療機関等の医師、保健師等に対する「思春期精神保健対策専門研修会」の中で児童虐待や家庭内暴力などに関するカリキュラムを実施したところであり、引き続き、思春期精神保健対策専門研修の充実を図ってまいりたい。 (参考)思春期精神保健対策専門研修会 医師コース: 東京とその他の都市で年2回開催(3日間連続) コメディカルコース: 東京とその他の都市で年2回開催(3日間連続) 平成20年度 受講者数 : コメディカルコース(看護師・保健師等) 110名(内アドバンスコース:16名)、医師コース 61名(内アドバンスコース:12名) 平成13年度～20年度 合計 : メディカルコース(看護師・保健師等) 2,110名、医師コース 984名 さらに、平成17年度より3年計画で行った「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」(厚生労働省科学研究費補助金事業)の成果を踏まえて、国立精神・神経センターにおいて研修(PTSD精神療法研修、犯罪被害者メンタルケア研修)を行っているところである。
104	V	第2	3	(1)	キ	職員等に対する研修の充実等	厚生労働省において、看護教育の充実及び資質の向上を図るため、平成17年度から看護基礎教育のカリキュラム等改正に係る検討を行い、当該検討を踏まえた教育の実施等により、看護に関わる者の対応の改善を進める。	厚生労働省	看護師養成のための看護基礎教育のカリキュラムについては、平成20年度に見直しを行ったところであるが、「看護の質の向上と確保に関する検討会」における「中間とりまとめ」(平成21年3月)に基づき、平成21年4月より「看護の教育の内容と方法に関する検討会」において、教育内容・教育方法等の一層の充実に向け検討を行っているところである。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
105	V	第2	3	(1)	ク	職員等に対する研修の充実等	厚生労働省において、民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための守秘義務の遵守等について指導を実施していく。	厚生労働省	民生委員法第18条に基づいて、都道府県知事等は、民生委員が相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識等を修得させるための研修を行い、その資質の向上を図っている。 厚生労働省では、研修の実施のための環境整備に努めるとともに、平成20年3月3日及び平成21年3月2日に開催した「厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議」において、都道府県等に対し、研修などを通じて民生委員の守秘義務の徹底と民生委員の資質向上を図るよう助言したところである。 また、厚生労働省では、民生委員の全国組織である「全国民生委員児童委員連合会」と随時連携を図っており、全国民生委員児童委員大会等を通じて守秘義務の徹底と犯罪被害者等への理解促進に努めていただいている。
106	V	第2	3	(1)	ケ	職員等に対する研修の充実等	厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発を実施していく。	厚生労働省	DV被害者や人身取引の被害者等を保護する公的シェルターである、各都道府県に設置された婦人相談所において適切な対応を確実にするための研修を、毎年、厚生労働省において行うとともに、各都道府県において実施する専門研修や啓発にかかる費用を補助している。 平成21年度全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会（講演：「当事者の視点から考える今後の被害者支援（戒能民江氏）」、「IOMの人身取引被害者支援について（IOM須藤詠子氏）」、分科会テーマ：「一時保護機能の充実」、「同伴児童に関する児童相談所との連携」、「外国人への支援」）
107	V	第2	3	(2)		女性警察官等の配置	警察庁において、性犯罪被害者への対応等に資するよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置に更に努める。	警察庁	警察庁において、性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官によって対応する必要があることなどから、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官などの配置を推進している。 平成21年4月現在、性犯罪事件において、性犯罪被害者から事情聴取などを行う性犯罪指定捜査員として指定された女性警察官などは、全国の都道府県警察において6,069名である。
108	V	第2	3	(3)		ビデオリンク等の措置の適切な運用	法務省において、裁判所におけるビデオリンク装置の配備の進展等を踏まえ、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めていく。	法務省	平成18年1月、最高検察庁から、ビデオリンク方式等による証人尋問等の措置を適切に活用するよう通知が発せられており、検察官は、犯罪被害者等の意向を踏まえ、証人となる犯罪被害者等の精神的苦痛を軽減するため、裁判所に適切に意見を述べるなど同制度が適切に運用されるよう努めている。
109	V	第2	3	(4)		民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入	法務省において、民事訴訟においても、遮へい措置、ビデオリンク、付添いを民事訴訟法（平成8年法律第109号）上認めることについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	法務省	平成19年6月20日に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、民事訴訟法が一部改正され、民事訴訟において、犯罪被害者等を証人などとして尋問する場合に、付添い、遮へい、ビデオリンクの各措置をとることが認められた（平成20年4月1日施行）。同施行日から平成21年6月までの間に、証人尋問などの際に付添い、遮へい、ビデオリンクの各措置が実施された回数は、それぞれ8回、111回、9回であった。
110	V	第2	3	(5)		警察における犯罪被害者等のための施設の改善	警察において、これまでに整備された被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者対策用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努める。	警察庁	警察において、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるようにするため、その心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにするなどして、全都道府県の全警察署に「被害者用事情聴取室」を整備している。 また、犯罪被害者等は、警察署や交番などに立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に犯罪被害者等の指定する場所に赴くことができ、犯罪被害者等のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを行えるよう、移動式被害者用事情聴取室ともいえる「被害者支援用車両」を導入して、犯罪被害者等からの相談や届出の受理、事情聴取などに活用している。平成21年度には、同車両を57台増強整備する（「被害者支援用車両」の整備（国費）：20年度115百万円、21年度113百万円）。 さらに、県施設、ホテル、大学などの警察施設以外の相談会場の借上げも行っている（警察施設外の相談会場借上げ（国庫補助金）：20年度14百万円、21年度14百万円）。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
111	V	第2	3	(6)		検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置	法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討をしていく。	法務省	平成17年12月の犯罪被害者等基本計画策定後に建て替えを行った検察庁11庁において、被害者専用待合室を設置した。また、それ以外の庁についても、引き続き同室の設置に向け、検討中である。
112	V	第3	1	(1)		犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施	法務省において、刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるべく、公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	法務省	裁判所から参加を許された被害者等が、原則として公判期日に出席し、一定の要件の下で、被告人に対する質問などを行うことができることとする被害者参加制度を創設した（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6.20成立、H20.12.1施行施行））。
113	V	第3	1	(2)		冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討及び施策の実施	法務省において、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を説明するよう努めるとともに、事案並びに必要性及び相当性にかんがみ冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	法務省	平成18年3月、最高検察庁から、犯罪被害者等の希望がある場合には、関係者のプライバシー保護に適切に配慮した上で、被害者等に冒頭陳述の内容を記載した書面の交付を行うこととする旨の通達が発出され、検察官は、同通達に基づき、適切に運用している。
114	V	第3	1	(3)	ア	公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施等	法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。（再掲：第1，1，（5））	法務省	刑事被告事件の被害者等については、原則として、また、いわゆる同種余罪の被害者等についても、損害賠償請求権の行使のため必要性があり、相当と認められる場合には、公判記録の閲覧・謄写を認めることとして公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大した（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6.20成立、H19.12.26施行））。
115	V	第3	1	(3)	イ	公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施等	法務省において、公判記録の閲覧・謄写に関する現行制度を周知徹底させる。（再掲：第1，1，（7））	法務省	法務省において、公判記録の閲覧・謄写に関する現行制度について、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」に掲載し、検察庁や関係機関等で配布しているほか、パンフレットの内容を法務省ホームページや検察庁ホームページに掲載するなどして、周知を図っている。 また、検察官等に対しては、会議や研修などの機会を通じて公判記録の閲覧・謄写に関する現行制度についての理解を深めさせており、検察官等が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるよう努めている。
116	V	第3	1	(4)	ア	犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実	法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションをより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努めていく。	法務省	平成18年1月、最高検察庁から、犯罪被害者等から被害状況や被害感情等について十分に聴取した上、被害状況の的確な立証に努めるよう通知が出されており、検察官は、同通知に基づき、被害者等の意向を踏まえ、被害者等の証人尋問等により、被害状況の的確な立証に努めている。 また、平成19年6月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、平成20年12月から、同法律により創設された犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度が施行され、検察当局においては、刑事裁判が犯罪被害者等の心情や意見をも十分踏まえた上でなされるよう、同制度の適切な運用に努めている。
117	V	第3	1	(4)	イ	犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実	法務省において、刑事裁判の公判期日の決定について、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努めていく。	法務省	平成18年1月、最高検察庁から、犯罪被害者等は、関係する刑事事件の公判の推移について深い関心を有していることから、公判傍聴等の機会が可能な限り得られるよう、更に一層の配慮をするよう通知が出されており、検察当局においては、引き続き、被害者等と十分コミュニケーションをとり、必要に応じ、公判期日の決定について、被害者等の要望を裁判長に伝えることはもとより、公判傍聴等の機会が得られるよう努めている。 また、平成20年12月から、同法律により創設された犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度が施行され、同制度においては、被害者参加人等は公判期日に出席することができ、被害者参加人に公判期日を通知しなければならないとされている。
118	V	第3	1	(5)		国民にわかりやすい訴訟活動	法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めていく。	法務省	最高検察庁から、平成21年5月に施行された裁判員裁判の下、刑事裁判になじみの薄い一般国民が裁判として審理に参加することに伴う負担をできる限り軽減しつつ、適正な裁判を実現するため、わかりやすく、迅速で、しかも事案の本質を浮き彫りにする的確な主張・立証に努めるよう指示が出されており、検察官は、同指示に基づいて適切に対応している。
119	V	第3	1	(6)		保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	法務省において、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聴くなどによりその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう、適切な対応に努めていく。（再掲：第2，2，（7））	法務省	平成18年1月、最高検察庁から、被告人の保釈に関する意見提出に当たり、犯罪被害者等の安全確保をも考慮して適切な対応に配慮するよう通知が発せられており、検察官は、同通知に基づいて適切に対応している。
120	V	第3	1	(7)		上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等	法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を実施するなど、適切な対応に努めていく。	法務省	平成18年1月、最高検察庁から、上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等について留意事項を通知しており、検察官は、引き続き、判決に対する上訴の可否を検討する際に、個々の事案に応じて、適宜被害者等から意見を聴取するなどし、適切に対応している。 また、平成20年12月から、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度が施行されたところ、同制度においては、被害者参加人等は、上訴権を含む検察官の権限行使に関し、意見を述べることができることとされており、検察官は、必要に応じ、権限を行使し又は行使しないこととしたときにその理由を説明しなければならないと規定されていることから、検察官は、同規定に基づき、適切に対応している。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
121	V	第3	1	(8)		少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底	法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努めていく。	法務省	法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取制度などについて、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」に掲載し、検察庁や関係機関等で配布しているほか、パンフレットの内容を法務省ホームページや検察庁ホームページに掲載するなどして、各制度の周知に努めている。 また、検察官に対しては、会議や研修などの機会を通じて少年保護事件に関する意見の聴取制度などについての理解を深めさせており、検察官が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるよう努めている。
122	V	第3	1	(9)		少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施	法務省において、平成12年の少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号）附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。	法務省	一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大等を内容とする「少年法の一部を改正する法律」が平成20年6月18日に公布され、同年12月15日から施行されている。
123	V	第3	1	(10)		公的弁護士制度の導入の是非に関する検討	公的弁護士制度の導入については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。	(内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省)	「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ 6（2）公費による弁護士選任(被害直後から)、損害賠償費用の補償 ①公費による弁護士選任(被害直後から)、損賠賠償費用の補償 民事の面については、裁判における弁護士用、損害賠償費用とも、それが相当なものえある限りは基本的に敗訴者(加害者)側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当ではないが、弁護士選任のための費用に関しては、資力の乏しい犯罪被害者が利用できる現行の制度として、日本司法支援センターが実施主体である総合法律支援法に基づく「民事法律扶助」及び日本弁護士連合会が実施主体となった上、同法に基づき、日本司法支援センターに委託された「犯罪被害者等法律援助事業」がある。
124	V	第3	1	(11)	ア	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。(再掲:第1, 1, (4)ア)	法務省	コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、相談者がこの制度の利用を希望する場合に、取次依頼書にその旨を記載するなどして、利用者の負担を軽減し、確実に制度を利用していただけるよう配慮している。また、地方事務所においては、精通弁護士名簿等で、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否かなどを確認・把握し、犯罪被害者の経済状況に応じて適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。 犯罪の被害に遭われた方に対する平成20年度の法律相談援助件数は577件で、代理援助件数は186件であり、うち損害賠償命令申立事件が3件であった(平成21年4月から9月までの損害賠償命令申立事件は53件である。)。また、犯罪被害者のニーズは、その受けた被害の種類等により多様であるため、これに即した専門的知見を有する弁護士が対応するのが望ましいところ、支援センターの精通弁護士のうち1,370名が民事法律扶助の契約弁護士である。 犯罪被害者に対する援助制度が徐々に普及しつつあると言えるものの、更に十分な普及を図るため、引き続き制度の周知に努めていく必要がある。
125	V	第3	1	(11)	イ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。(再掲:第1, 1, (4)イ及び第4, 1, (27)ア)	法務省	業務開始以降、平成21年9月までの犯罪被害者支援ダイヤルへの問い合わせ件数は、合計23,766件である。地方事務所では、電話による情報提供のほか、担当者と直接面談しての情報提供、さらには、精通弁護士の紹介業務を行っている。同時期の問い合わせは全国で28,546件である。地方事務所長は、弁護士会会長から、以下の①又は②に該当する弁護士を犯罪被害者支援に精通している弁護士として推薦を受け、これを基に精通弁護士名簿を作成している。同名簿には、平成21年10月1日現在、全国で1,668名が登録されている。 ① 下記の犯罪被害者等支援に関連する業務のいずれかを経験したことのある弁護士 ・犯罪被害者等の依頼により行う法律事務 ・弁護士会又は犯罪被害者支援団体により行われる犯罪被害者等支援活動 ② 日本弁護士連合会、弁護士会又は全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体の実施する犯罪被害者支援に関する研修を複数受講した弁護士 業務開始以降、平成21年9月までの精通弁護士の紹介件数は1,857件である。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
126	V	第3	1	(11)	ウ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。(再掲:第1, 1, (4)ウ及び第4, 1, (27)イ)	法務省	犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等からご意見・ご要望をお聴きし、今後の業務の在り方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。 実施時期:平成21年2月～3月 回答機関・団体数:1,254(弁護士会, 地方検察庁, 都道府県警察, 都道府県庁福祉主管課, 女性相談センター, 児童相談所, 精神保健福祉センター, 民間支援団体等) 実施方法:各地方事務所からアンケートを郵送 聴取項目 ○ 支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることの周知状況 ○ 支援センターの犯罪被害者支援業務内容に関する周知状況 ○ 支援センターとの連携(紹介・取次等)状況 ○ 支援センターに期待する事項 ○ 支援センターに対する被害者等からのご意見 ○ 支援センターのリーフレット等の活用の可否 ○ 支援センターのURLをホームページのリンク先に加えることの可否 ○ その他ご意見・ご要望 支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることに関する調査結果については、91.9%の関係機関・団体において認知されていた(前年度は91.4%)。被害者支援連絡協議会等における業務説明を始め、実務担当者間の情報交換・協議の場の設定など、日頃の連携向上の取組により、回答機関・団体のすべてにおいて認知されているという地域が約半数に達した。 業務内容に関する調査結果については、犯罪被害者支援ダイヤルの設置を知っていたものが82.7%(同76.9%)、犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていることについて知っていたものが87.8%(同81.2%)であり、いずれも着実に認知が高まっている。一方、精通弁護士の紹介を行っていることについて知っていたものが81.2%(同72.2%)であり、高い認知となっているが、犯罪被害者の経済状況に応じて、弁護士費用等に関する各種援助制度が利用できることなどについての認知は、約65%にとどまった。 また、平成20年12月に施行された被害者参加人のための国選弁護制度については、制度施行から間もないこともあり、被害者参加弁護士の選定に関する業務を行っていることについて知っていたものが50.4%、当該制度を利用するに当たり必要な書類等がホームページに掲載されていることを知っていたものが16.7%であることが判明した。当該制度や民事法律扶助制度を組み合わせることで、犯罪被害者が経済的に困りの場合でも、被害直後から刑事手続、民事手続までの一連の法的手続等に、弁護士の援助を受けることが可能であることから、精通弁護士の紹介だけでなく、被害者参加人のための国選弁護制度及び民事法律扶助制度の更なる周知に努めることが重要である。また、これらの制度が適切に運用されるためには、より一層弁護士会等との連携・協力の促進が求められる。連携(紹介・取次等)状況に関する調査結果については、支援センターから紹介を受けたという利用者がいたとの回答は18.1%(同15.2%)、逆に利用者に対して支援センターを紹介したことがあるとの回答は39.5%(同29.7%)であった。
127	V	第3	1	(11)	エ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分な連携を図る。(再掲:第1, 1, (4)エ及び第4, 1, (27)ウ)	法務省	犯罪被害者支援に関する情報の提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介などの業務を円滑に行うためには、各地において犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であることから、各地方事務所において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会」(注)に加盟するなどし、同協議会やその構成員である機関・団体等が出席する会合等において、犯罪被害者支援業務についての説明を行うなど、1人でも多くの方々に支援センターが実施している犯罪被害者支援業務を知っていただけるよう周知を図ったほか、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場を設けるなど、法的支援を必要とする犯罪被害者の方々に対して、速やかに支援センターをご案内・ご紹介いただける体制を確保するため、連携・協力関係の構築・強化に取り組んだ。特に、被害者参加制度等が施行された平成20年12月1日にあわせて、ほとんどの地方事務所において、警察、検察を始めとする関係機関と協議を複数回重ね、リーフレット等を犯罪被害者の方々に配布していただくよう協力依頼をするなど、当該制度において、支援センターが担う業務内容の周知に努めた。また、制度施行に伴い、より一層、連携を強化し、制度が円滑に運用されるよう、実務担当者との協議を重ねた。このような活動と並行して、犯罪被害者週間には、関係機関の講演に講師として参加、関係機関とともに街頭で広報活動を行いリーフレット等を配布、あるいはイベントにブースを設置した。 このように、協議会等への参加と併せて、イベントなどに参加若しくは共同で開催するなどして、連携・協力関係の構築に努めた。 (注) 各都道府県警察等が事務局となり、弁護士会、地方検察庁、民間犯罪被害者支援団体、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関等を構成メンバーとして設置されている。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
128	V	第3	1	(11)	オ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知させる。(再掲:第1, 1, (4)オ及び第4, 1, (27)エ)	法務省	支援センターが実施する犯罪被害者支援業務について、特に、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度及び損害賠償命令制度に関するFAQの作成には、新しい制度であることを考慮し、できる限り分かりやすい言葉を使用するよう配慮した。また、犯罪被害者支援リーフレットにこれらの制度について追記・改訂し、全国の地方事務所から関係機関等を通じ、相談者に適宜配布いただくよう、周知・依頼を行っている。さらに、制度施行前後には、全国のほとんどの地方事務所において、関係機関等による協議会やフォーラムに参加し、担当職員等による制度の説明や広報物(リーフレット、ポスター等)の配布を行った。なお、ホームページにはこれらの制度の概要を掲載し、上記リーフレットや、被害者参加人のための国選弁護制度を利用する場合に必要な書類がダウンロードできるようにするなどした。 コールセンターにおいては、オペレーターに制度を周知するとともに、事案に応じて臨機応変に地方事務所へ転送・取次等の対応ができるよう対応チャートを作成し、地方事務所にも周知するなど、連携体制の構築を図っている。
129	V	第3	1	(12)	ア	刑事の手続等に関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。(再掲:第4, 1, (23)ア)	警察庁	都道府県警察において、検視、司法解剖に関する手続などを盛り込んだパンフレットを配布し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めている。 また、「被害者の手引」の内容を充実させている(施策番号175参照)。
								法務省	法務省においては、平成20年12月に被害者参加制度や少年審判の傍聴制度などの新しい被害者保護・支援制度が実施されたことから、制度の内容について理解していただくために、新たに内容を充実させた犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、新規制度に関する情報を早期に提供すべく、制度の施行日に併せて配布できるよう各庁へ設置した。パンフレットは、事情聴取をする際やイベントの際などに犯罪被害者等に手渡したり、検察庁や警察署など関係機関の窓口へ備え付けているほか、パンフレットの内容を法務省ホームページに掲載している。 また、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を作成し、犯罪被害者等への説明の際に利用している。
130	V	第3	1	(12)	イ	刑事の手続等に関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努めていく。	警察庁	都道府県警察において、検視、司法解剖に関する手続などを盛り込んだパンフレットを配布し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めている。 また、「被害者の手引」の内容を充実させている(施策番号175参照)。
								法務省	検察当局においては、引き続き、遺族の心情に配慮しつつ、適切な説明を行うよう努めている。
131	V	第3	1	(12)	ウ	刑事の手続等に関する情報提供の充実	警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配付されるよう努めていく。(再掲:第4, 1, (20)イ)	警察庁	施策番号175参照
132	V	第3	1	(12)	エ	刑事の手続等に関する情報提供の充実	法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。(再掲:第4, 1, (23)イ)	法務省	犯罪被害者等の保護・支援制度を盛り込んだ犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」の英語版を作成したほか、パンフレットの内容を法務省ホームページ英語版サイトに掲載して、情報提供を行っている。
133	V	第3	1	(13)	ア	捜査に関する適切な情報提供	警察庁において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めていく。	警察庁	警察庁において、被害者連絡実施要領や「被害者の手引」モデル案(施策番号175参照)に基づき、被害者連絡が確実に実施され、犯罪被害者等に対する適切な情報提供が推進されるよう、都道府県警察に対する指導を行っている。
134	V	第3	1	(13)	イ	捜査に関する適切な情報提供	警察庁において、一定の犯罪被害者等に対し「被害者の手引」を配付・説明する制度及び「被害者連絡制度」の改善策について、犯罪被害者等の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。(再掲:第4, 1, (24)イ)	警察庁	施策番号177参照
135	V	第3	1	(13)	ウ	捜査に関する適切な情報提供	法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めていく。	法務省	平成18年1月、最高検察庁から、犯罪被害者等に対する適切な情報提供に関する留意事項が通知されており、検察官においては、引き続き、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、捜査・公判等への支障を勘案しつつ、適時適切に捜査状況等について説明し、犯罪被害者等の理解を得るよう努めている。
136	V	第3	1	(14)		交通事故捜査の体制強化等	警察本部による事故捜査体制の強化を図るとともに、科学的捜査を推進するため、交通事故捜査員に対する各種捜査研修を実施するほか、交通事故自動記録装置を始めとする捜査支援機器の整備・活用を図るなど、一層の交通事故捜査の充実に努める。	警察庁	各都道府県警察本部において、交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官を設置し、悪質な交通事故、事故原因の究明が困難な交通事故などについて、組織的かつ重点的な捜査、正確かつ綿密な実況見分・鑑識活動を行うとともに、交通事故捜査の基本である実況見分などについての教育を強化している。 警察庁においては、交通事故捜査員に対する各種捜査研修を実施し、捜査員の能力向上を図るとともに、交通事故自動記録装置を始めとする捜査支援機器の整備・活用を進め、迅速・的確な交通事故捜査を推進している。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
137	V	第3	1	(15)		交通事件に関する講義の充実	法務省において、副検事に対する研修の中で今後とも、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。(再掲:第2, 3, (1)オ)	法務省	副検事に対し、その経験年数に応じた各種研修において、「交通事件捜査」及び「被害者支援」等をテーマとした講義を実施するとともに、日常の業務でも、上司が個別事件の捜査・公判を通じて個々の副検事に対して指導を行っている。
138	V	第3	1	(16)	ア	不起訴事案に関する適切な情報提供	法務省において、不起訴記録の弾力的開示を周知徹底させる。(再掲:第1, 1, (7))	法務省	法務省において、検察官が、犯罪被害者等の希望に応じ、不起訴処分理由などについて丁寧な説明を行うことを、会議や研修などの様々な機会を通じて、周知徹底を図っている。
139	V	第3	1	(16)	イ	不起訴事案に関する適切な情報提供	法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努めている。	法務省	平成18年1月、最高検察庁から、犯罪被害者等に対する適切な情報提供に関する留意事項が通知されており、検察官においては、引き続き、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、捜査・公判等への支障を勘案しつつ、適時適切に不起訴処分の内容及び理由等について説明し、犯罪被害者等の理解を得るよう努めている。
140	V	第3	1	(17)		検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力	法務省において、平成16年の検察審査会法(昭和23年法律第147号)改正により導入され平成21年までに実施される一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向けた必要な協力をしていく。	法務省	法務省においては、一定の場合に検察審査会の議決に拘束力を認める制度について、適切な運用が図られるように、その趣旨などの周知徹底に努めている(H21.5.21～)
141	V	第3	1	(18)		検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実	法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。(再掲:第2, 3, (1)エ及び第4, 2, (11)ア)	法務省	検察官に対し、その経験年数に応じた各種研修において、「児童及び女性に対する配慮」、「被害者支援」等をテーマとした講義を実施するとともに、日常の業務でも、上司が個別事件の捜査・公判を通じて個々の検察官に対して指導を行っている。
142	V	第3	1	(19)		判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実	法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図っていく。(再掲:第2, 2, (1)ア)	法務省	法務省において、被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報の取扱いの運用について、引き続き制度実施に係る円滑な連携を図るため、会議などの機会を活用し、関係者などへの制度の一層の周知徹底に努めている。 なお、平成17年6月から、子どもを対象とした暴力的な性犯罪により刑事施設に服役している者の出所予定日、出所後の帰住予定先などの出所情報について、犯罪の予防のため、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、警察に情報を提供している。
143	V	第3	1	(20)		判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充	法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。(再掲:第2, 2, (1)イ)	法務省	これまで、検察庁においては、被害者等通知制度により、犯罪被害者等に対し、事件の処理結果、公判期日、裁判結果、自由刑の執行終了による釈放時期等の通知を行ってきたが、平成19年12月から、提供する情報の拡充を行い、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、犯罪被害者等の希望に応じ、判決確定後の加害者が収容されている刑事施設の名称、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項、仮釈放及び仮退院審理の開始・結果に関する事項、保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について通知しており、平成20年において、判決確定後の加害者の情報を犯罪被害者等に通知した件数は、検察庁では7,305件であり、更生保護官署では、2,870件である。 また、加害者の刑事施設からの釈放などに関する情報(自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指定帰住地など)は、いわゆる再被害防止のための被害者等に対する出所情報通知制度により特に必要があるとき犯罪被害者等に通知している。 なお、平成19年12月の施策開始に伴い、全国の保護観察所に、被害者担当官(保護観察官)及び被害者担当保護司を配置しているが、これらの職員は、その任にあたる間、加害者処遇は行わないこととしている。
144	V	第3	1	(21)		保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施	法務省において、犯罪被害者等に対し、保護処分決定確定後の加害少年に関する情報を適切に提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。	法務省	平成19年12月から行われた被害者等通知制度の拡充(第2, 2, (1)イ推進状況参照)に併せて、矯正官署においては、少年院送致処分を受けた加害少年について、犯罪被害者等の希望に応じて、少年院における処遇状況などを通知している。平成20年中に、矯正官署から発出した加害少年に係る通知件数は、162件であった。 また、更生保護官署においては、保護処分を受けた少年について、犯罪被害者等からの希望に応じ、地方更生保護委員会から仮退院審理の開始・結果に関する事項、保護観察所から保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項を通知している。平成20年中に、更生保護官署から発出した保護処分少年に係る通知件数は、177件であった。
145	V	第3	1	(22)		犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施	法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行う(上記(20))ことと併せ、犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。	法務省	更生保護官署においては、平成19年12月の施策開始に伴い、全国の保護観察所に、犯罪被害者等からの相談やその支援に応じる被害者担当官(保護観察官)及び被害者担当保護司を配置している。 また、平成19年12月から、保護観察所が、犯罪被害者等からの申出に基づき、犯罪被害者等の心情や置かれている状況、保護観察対象者の生活や行動に関する意見等を聴取し、保護観察対象者に伝える心情等伝達制度を実施している。平成20年中に、心情等を伝達した件数は61件であった。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
146	V	第3	1	(23)		受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用	法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)に基づき、受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が適切に運用されるよう努める。	法務省	「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」は、同法の一部を改正する法律により、平成19年6月1日付けで「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改正されているところ、受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受を適切に運用するため、平成19年5月30日付け法務省矯成第3350号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」を発出し、犯罪被害者等が示談等のため面会を求める場合には原則的に面会を許すこと、そのような事情がない場合であっても面会を希望する真摯な事情がある場合には面会を許すことができること、犯罪被害者等からの受信書は原則として制限することなく交付することなど、犯罪被害者等と受刑者の面会及び信書の発受の取扱いについて指針を定め、引き続きその適切な運用に努めている。
147	V	第3	1	(24)	ア	犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進	法務省において、矯正施設に収容されている加害者に対し、被害者の心情等を理解させるため、「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえ、内容の一層の充実に努めていく。(再掲:第2, 2, (12)ア)	法務省	矯正施設においては、平成16年度に開催した「被害者の視点を取り入れた教育」研究会における提言等を踏まえて策定した標準プログラム等に基づき、被害者感情を理解させるためのオリジナルビデオ教材などを活用した指導を実施している。また、平成18年度からは、犯罪被害者等や支援団体の方々から被収容者に対し直接講話するゲストスピーカー制度を拡大するなど、「被害者の視点を取り入れた教育」の一層の充実に努めている。
148	V	第3	1	(24)	イ	犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進	法務省において、保護処分執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努めていく。 ※刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成18年6月8日法律第58号)として改正されている。	法務省	平成19年12月からは、犯罪被害者等について、より一層必要な情報の収集、記載ができるよう、少年鑑別所や少年院において被害に関する事項を把握した際には、少年簿に具体的に記載するよう勤めている。
149	V	第3	1	(24)	ウ	犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進	法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底していく。	法務省	保護観察対象者に対しては、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪指導のためのプログラムを策定し、平成19年3月から全国の保護観察所において、一定の重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、個別指導を実施している。
150	V	第3	1	(25)	ア	犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被収容者に対する更生プログラムの整備等	法務省において、犯罪被害者等の視点を取り入れ、交通事犯被収容者に対する罪の意識の覚せいを図る指導、交通安全教育等を推進し、遵法精神、責任観念をかん養し、交通犯罪に対する道義的な反省を積極的に促すとともに、交通法規を守って、人命を尊重し、安全第一を信条とする社会人として更生させることに努める。	法務省	刑事施設においては、平成18年5月から「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行(平成19年6月1日からは、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更)に伴い、被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした受刑者に対し、遵法精神、責任観念、人命尊重の精神等をかん養することを目的とした「交通安全指導」を実施している。 一方、少年院においては、交通事犯少年に対し、個別的な問題性に応じた適切な教育(非行態様別指導等)を行うとともに、交通事犯以外の少年に対しても人命尊重の精神と遵法精神のかん養に重点を置いた啓発的・予防的な交通安全教育を実施している。
151	V	第3	1	(25)	イ	犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被収容者に対する更生プログラムの整備等	法務省において、「被害者の視点を取り入れた教育」研究会の成果を踏まえ、犯罪被害者等や支援団体から直接話を伺うゲストスピーカー制度の拡大や教材の開発、標準的なプログラムの策定に取り組むなど、被害者の心情等を理解させるための指導の一層の充実に図り、交通事犯被収容者の更生のためにより有効なプログラムの整備に努める。	法務省	矯正施設においては、平成16年度に開催した「被害者の視点を取り入れた教育」研究会における提言等を踏まえて策定した標準プログラム等に基づき、被害者感情を理解させるためのオリジナルビデオ教材などを活用した指導を実施している。また、平成18年度からは、犯罪被害者等や支援団体の方々から被収容者に対し直接講話するゲストスピーカー制度を拡大するなど、「被害者の視点を取り入れた教育」の一層の充実に努めている。
152	V	第3	1	(26)		仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	法務省において、仮釈放に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底していく。(再掲:第2, 2, (12)イ)	法務省	ストーカー事犯者、性犯罪事犯者などの保護観察対象者に対しては、事案に応じて、当該被害者への接近を禁止するなどの特別遵守事項を設定していることに加えて、「更生保護法」(平成19年法律第88号)の施行(平成20年6月)後は、性犯罪者については専門的処遇プログラムを受講することについての特別遵守事項も設定し、これを守るよう指導監督している。また、感謝の措置や被害弁償に誠意を尽くすことなどの生活行動指針を設定し、それを守る努力をするよう指導監督している。
153	V	第3	1	(27)		犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施	法務省において、仮釈放の審理をより一層犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等による意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内を目途に必要な施策を実施する。	法務省	仮釈放審理及び少年院からの仮退院審理に際し、犯罪被害者等からの希望に応じて、地方更生保護委員会が、犯罪被害者等から仮釈放等に関する意見及び被害に関する心情等を聴き、仮釈放等を許すか否かの判断にあたって考慮するなどしている。平成20年中に、意見等を聴取した件数は212件であった。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
154	V	第3	1	(28)		矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実	法務省において、矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義の実施等犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実を図っていく。	法務省	法務省においては、以下のとおり犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実を図っている。 ・矯正官署においては、矯正施設職員に対し、矯正研修所において新規採用職員や初級幹部要員に対して実施する研修の中に、平成17年4月から、研修科目として、「犯罪被害者の視点」を設けるとともに、同じく上級幹部職員を対象とする研修において、犯罪被害者団体などの関係者を講師に招くなど、犯罪被害者等の置かれている現状や心情などの理解を深める研修の充実を図っている。さらに、各矯正施設において、平成18年度から、犯罪被害者等や支援団体の方々を招へいた職務研究会等を実施している。 ・更生保護官署においては、更生保護官署職員に対し、被害者担当官及び被害者担当保護司を対象とした研修のほか、新任の保護観察官、社会復帰調整官、指導的立場にある保護観察官等を対象とした研修などにおいて、犯罪被害者支援団体関係者や大学教授等による犯罪被害者心理やその支援に関する講義、犯罪被害者遺族による講話などを実施している。また、それぞれの保護観察所などにおいても犯罪被害者等の心理などに関する研修を実施している。
155	V	第4	1	(1)	ア	地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等	内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置等について要請する。	内閣府	平成17年度から犯罪被害者等施策主幹課室長会議を開催し、総合的な対応窓口の設置等を要請している。なお、平成21年4月1日現在では、都道府県で86.5%、市町村で43.6%が、総合的窓口を開設している。
156	V	第4	1	(1)	イ	地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等	内閣府において、関係窓口一覧や犯罪被害者等基本計画等の広報を含めたパンフレットを作成し、上記ア記載の会議において配付するなどの情報提供を行う。	内閣府	犯罪被害者等基本計画等を掲載している「犯罪被害者等施策の手引き」を上記会議で配布するほか、関係機関・団体における支援業務等を掲載している「被害者支援ハンドブック・モデル案」を配布するなど、地方公共団体に対する情報提供に努めている。
157	V	第4	1	(2)		相談機関等リストの作成による総合的 情報提供	内閣府において、都道府県別の相談機関等リストを作成し、インターネット等を通じて総合的な情報提供を行うことにつなげられるような事業を実施する。	内閣府	平成19年3月から、ホームページに主な犯罪被害者支援体制の概要を紹介するとともに、主な相談窓口について情報提供を行っており、平成21年4月には、ホームページのリニューアルを行い、相談機関等へのリンクを充実させた。
158	V	第4	1	(3)		どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施	各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力を更に促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りが行われるようするため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討のための会を設置し、地域における関係諸機関・団体等の連携・協力の実情の把握等必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。 →「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ 1 「犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)」の作成 (1)基礎的自治体レベルにおける「被害者支援ハンドブック(仮称)」の作成及び備付け (2)都道府県レベルにおける「犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)」の作成及び備付け (3)前記基礎的自治体レベル及び都道府県レベルにおける取組に対する国の援助 (6)地域住民及び国民に対する周知 2 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害等支援に関する情報のガイドライン及び様式モデル案の作成	(内閣府警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省) 内閣府	平成20年12月に、「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報に係る様式」の例を盛り込んだ「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成し、平成21年1月に、関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等に配布した。また、地方レベルの作成が促進されるよう、平成21年度には、7県を対象として、都道府県版のハンドブックの作成を支援する事業を実施している。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
159	V	第4	1	(4)		犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討	犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成の在り方について、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りと併せて検討する。(再掲:第4, 2, (8)) →「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ 4 コーディネーター等の育成について (略)民間の支援団体へのコーディネーターの配置に向けた基盤を整備するため、当面は、研修カリキュラム・モデル案に基づいた研修やコーディネーターの認定制度の実施を通じて、すでに支援に携わっている者がコーディネーターとしての能力を身につけることができるよう、育成していくことが重要である。 また、弁護士や医師等が専門的チームを形成し、犯罪被害者等に対する支援を効果的に行った事例があることを踏まえ、これら先進的な事例の紹介・研究・周知に努めるとともに、犯罪被害者等の支援の際に専門的チームによる対応が有効と思われる場合には、それらの事例を参考としながら、積極的にその活用を図るべきである。	(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省) 内閣府	平成21年3月に作成した「研修カリキュラム・モデル案」を全国被害者支援ネットワーク加盟団体等に配布するほか、平成21年度において、同研修カリキュラム・モデル案に基づく研修教材(DVD)を作成することとしている。 地方公共団体においてチームによる支援を行っている例があることから、この取組事例について、犯罪被害者等施策主管課室長会議や、「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する報告書」などで地方公共団体に紹介した。
160	V	第4	1	(5)		警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供していく。	警察庁	警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体などとの連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体などの犯罪被害者等支援のための制度などを説明できるよう努めている。さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書などを常備し、犯罪被害者等に提供している。
161	V	第4	1	(6)		被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進	警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携が図られ、総合的な被害者支援が実施されるよう努めていく。	警察庁	警察において、生活上の支援を始め、医療、公判に関することなど極めて多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、警察のほか、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、知事部局や市の担当部、県や市の相談機関などによる「被害者支援連絡協議会」を全都道府県に設立し、関係機関・団体などの相互の連携を図っている。また、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために、警察署を単位とした連絡協議会(被害者支援地域ネットワーク)の構築を進めている。平成21年4月1日現在、被害者支援連絡協議会が47(全都道府県)、被害者支援地域ネットワークが1,148(全警察署数1,201)設置されている。
162	V	第4	1	(7)		警察における相談体制の充実	警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮していくほか、性犯罪相談窓口について女性警察官の配置に努めたり、精神的ケアを望む相談に対し、カウンセリング専門職員の電話によるカウンセリングを実施したり、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介するなど、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう努めていく。	警察庁	警察において、犯罪被害の未然防止などに関する相談に応じる窓口として、警察本部に警察総合相談室を設置している。また、電話による相談についても、全国統一番号の相談電話「#9110番」を設置するとともに、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談、消費者被害相談など個別の相談窓口を設け、相談体制の充実に努めている。
163	V	第4	1	(8)		「指定被害者支援要員制度」の活用	警察において、指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。	警察庁	警察において、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が犯罪被害者等への付添い、ヒアリング、説明などの事件発生直後における被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を各都道府県警察で導入している。平成20年12月現在、指定被害者支援要員として全国で2万6,019名が配置されており、専門的な教養の実施に努めている。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
164	V	第4	1	(9)		交通事故相談活動の促進	内閣府において、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、交通事故相談活動に携わる交通事故相談所等の相談員に対して、研修等を通じてその資質の向上を図るなど、地域における交通事故相談活動を推進する。	内閣府	内閣府において、交通事故被害者救済対策の一環として、交通事故相談所に勤務する初任の相談員に対し、相談員として必要な基本的知識などの習得を目的とした「交通事故相談員中央研修会（初任者コース）」を開催している。
165	V	第4	1	(10)		警察における被害少年が相談しやすい環境の整備	警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩み事、困り事の相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の整備を図っていく。	警察庁	警察において、全都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署の少年係などが窓口となって、少年や保護者などからの相談を受け付けている。相談には、警察官や少年補導職員が対応し、必要な助言、指導を行っている。 また、全都道府県警察において、「ヤングテレホンコーナー」などの名称で電話による少年相談窓口を設けており、フリーダイヤルによる相談、FAX や電子メールなどによる夜間、休日における受付など、少年や保護者などが相談しやすい環境の整備を図っている。 平成21年10月、警察庁では、少年や保護者に対する相談活動を強化するため、少年補導職員などを対象に全国少年相談協議会を開催した。 平成21年4月1日現在、全国197か所に少年サポートセンターが設置されているが、そのうち67か所は、少年や保護者などが気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置されている。
166	V	第4	1	(11)		ストーカー事案への適切な対応	警察において、ストーカー事案の担当者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を修得させることを含む専門教育を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、ストーカー事案への適切な対応に努める。	警察庁	警察において、犯罪被害者等の意思を踏まえ、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に基づく警告、禁止命令、自衛策の教示などにより危害の拡大防止を図っているほか、ストーカー行為者の検挙に努めている。 各種法令に抵触しない場合でも、犯罪被害者等に自分の身を守るための方策を教示したり、避難などが必要となったときのために、婦人相談所などの関係機関を教示するほか、必要に応じて、ストーカー行為者に対する指導・警告を行うなど、犯罪被害者等の立場に立った積極的な対応を図っている。 平成20年中のストーカー規制法に基づく警察本部長などの援助件数は2,260件となっており、「被害防止措置の教示」や「被害防止交渉場所として警察施設の利用」などの援助を行っている（「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」： http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki74/h20stdv.pdf ）。
167	V	第4	1	(12)		検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実	法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。	法務省	法務省において、犯罪被害者等に配慮した捜査・公判活動を行うため、検察官に対する研修などにおいて、福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師として、講義を実施しているほか、都道府県に設立された被害者支援連絡協議会などを通じ、同協議会に参加している臨床心理士会などの専門機関と連携して、被害者の心理的ケアに努めている。
168	V	第4	1	(13)		検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員等の連絡先等の一層わかりやすい提供や、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、必要な情報が提供できるよう努めていく。	法務省	被害者専用電話として「被害者ホットライン」を検察庁に設け、パンフレットやホームページ等で周知するとともに、パンフレットについては、犯罪被害者等に係る諸機関等に配布するなどの情報の提供に努めている。また、被害者支援員は、犯罪被害者等の相談内容に応じて、犯罪被害者等の精神的支援を行っている専門機関や団体（女性カウンセラーや臨床心理士がいる地方自治体の相談機関等）を紹介するなど、被害者が必要としている情報を提供している。
169	V	第4	1	(14)		「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実	法務省において、法務局・地方法務局に設置されている専用相談電話「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実を図っていく。	法務省	基本計画策定時から現在まで引き続き、当該施策を実施している。 なお、平成20年においては、専用相談電話「子どもの人権110番」には21,353件の相談が寄せられた。
170	V	第4	1	(15)		教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実	文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校の内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況にかんがみ、適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。	文部科学省	学校で児童生徒が犯罪被害者等となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒や保護者の相談窓口として学校が有効に機能することを支援しており、平成20年2月13日付け初等中等教育局児童生徒課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知「児童生徒の安全の確保及び犯罪被害の防止について」を发出し、関係機関と連携した取組の推進を促したほか、各種会議においても、学校・教育委員会・関係機関などの連携・協力を促している。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
171	V	第4	1	(16)		学校内における連携及び相談態勢の充実	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配、スクールカウンセラーの配置をするなど学校内の相談体制の充実を図っていく。	文部科学省	学校内で児童生徒や保護者の相談などに適切に対応ができるよう、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員などを学校に配置し教育相談体制の充実を図っている。 平成21年度は小学校約3,700校(全体の約17%)、中学校約10,000校(ほぼ全校)に配置可能な予算を措置。
172	V	第4	1	(17)		学校における相談対応能力の向上等	文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。(再掲:第4,2,(13)及び第5,1,(15)ア)	文部科学省	各教育委員会等の指導主事等を対象にした児童生徒の心とその課題への対応等についての研修の実施、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員等の配置、夜間・休日でも子どもの悩みや不安を受け止めることのできる24時間体制の電話相談の実施など、教育相談体制の整備を支援している。 平成21年度は小学校約3,700校(全体の約17%)、中学校約10,000校(ほぼ全校)に配置可能な予算を措置。
173	V	第4	1	(18)		相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒を含む児童生徒に対し、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。	文部科学省	学校等における教育相談活動の一層の充実について、今後の学校や教育関係者等における取組の指針となるよう平成20年4月に、「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成21年3月に「児童生徒の教育相談の充実について一生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり(報告)」冊子をとりまとめ、教育委員会や学校等に配付するなどして、犯罪被害者等である児童生徒を含む児童生徒に対し、教育相談体制の充実を図っている。
174	V	第4	1	(19)		各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨	警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導・督励するとともに、好事例を勧奨していく。	警察庁	警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各種会議などを通じて各都道府県警察に対し指導・督励するとともに、毎年、被害者支援担当者体験記を発行し、各都道府県警察に配付している。
175	V	第4	1	(20)	ア	「被害者の手引」の内容の充実等	警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による被害者支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配付を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介していく。	警察庁	警察庁において、平成20年11月、「被害者の手引」モデル案を改訂し、新たに、被害者参加制度や損害賠償命令制度の情報を掲載したほか、刑事手続や裁判で利用できる制度についての情報や、犯罪被害給付制度などの経済的支援や被害の回復についての情報、各種相談機関・窓口についての情報の充実を図っている。 「被害者の手引」は、これまでと同様に被害者連絡の対象者に配布するほか、被害者連絡の対象者以外にも、刑事手続・犯罪被害者等のための制度を教示する際などに広く活用することとしている。 さらに、都道府県警察に対し、外国語版の「被害者の手引」についても、それぞれの都道府県の事情に応じて、積極的に作成・配布するよう、引き続き指示している。
176	V	第4	1	(20)	イ	「被害者の手引」の内容の充実等	警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配付されるよう努めていく。(再掲:第3,1,(12)ウ)	警察庁	同上
177	V	第4	1	(21)		「被害者連絡制度」等の改善	警察庁において、一定の犯罪被害者等に対し、「被害者の手引」を配付・説明する制度及び「被害者連絡制度」の改善策について、犯罪被害者等の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。(再掲:第3,1,(13)イ)	警察庁	警察庁において、平成18年12月に被害者連絡実施要領、20年11月に「被害者の手引」モデル案をそれぞれ改正し、改善を図っている。これを受けて、都道府県警察では、捜査状況や被疑者の検挙状況、刑事手続の概要などについて、犯罪被害者等への適切な情報提供に努めている。
178	V	第4	1	(22)		犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。(再掲:第1,1,(6)ア)	警察庁	警察庁において、「被害者の手引」(施策番号175参照)などにより、損害賠償請求制度の概要などについて紹介している。
								法務省	法務省においては、損害賠償請求制度やその他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度を紹介している犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を作成し、全国の検察庁や警察署などの関係機関で配布するなどして、制度の周知を図っている。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
179	V	第4	1	(23)	ア	刑事の手続に関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等をわかりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。(再掲:第3, 1, (12)ア)	警察庁	都道府県警察において、検視、司法解剖に関する手続などを盛り込んだパンフレットを配布し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めている。 また、「被害者の手引」の内容を充実させている(施策番号175参照)。
								法務省	法務省においては、平成20年12月に被害者参加制度や少年審判の傍聴制度などの新しい被害者保護・支援制度が実施されたことから、制度の内容について理解していただくために、新たに内容を充実させた犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、新規制度に関する情報を早期に提供すべく、制度の施行日に併せて配布できるよう各庁へ設置した。パンフレットは、事情聴取をする際やイベントの際などに犯罪被害者等に手渡したり、検察庁や警察署など関係機関の窓口に備え付けているほか、パンフレットの内容を法務省ホームページに掲載している。 また、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を作成し、犯罪被害者等への説明の際に利用している。
180	V	第4	1	(23)	イ	刑事の手続に関する情報提供の充実	法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。(再掲:第3, 1, (12)エ)	法務省	被害者保護・支援制度を盛り込んだ犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」の英語版を作成したほか、パンフレットの内容を法務省ホームページ英語版サイトに掲載して、情報提供を行っている。
181	V	第4	1	(24)		刑事の手続に関する情報提供の充実	法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。(再掲:第1, 1, (6)イ)	法務省	法務省においては、損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報を掲載している犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁や警察署などの関係機関で配布するなどして、情報提供を行っている。
182	V	第4	1	(25)	ア	医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実	厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。	厚生労働省	医療機関の大部分が民間医療機関であることを踏まえつつ、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書等が内閣府等より提供があり次第、必要に応じて犯罪被害者等の支援等に関する情報提供のために、協力を要請することなど、適切に対応することとしている。
183	V	第4	1	(25)	イ	医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実	厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。	厚生労働省	精神保健福祉センター、保健所では、犯罪被害者を含む心のケアが必要な方々に対して、精神保健に関する相談支援を行っているところである。 また、犯罪被害者等支援については、関係機関・団体等との連携が重要であると考えられることから、関係省庁とも情報交換を行いつつ、内閣府作成の犯罪被害者等メンタルヘルス支援に係るパンフレットにおいて精神保健福祉センター・保健所等における相談業務について記載したところである。 さらに、平成17年度より3年計画で行った「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」(厚生労働省科学研究費補助金事業)において精神保健福祉センター、保健所を対象とした「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引き」を作成し、犯罪被害者等への適切な対応を推進しているところである。
184	V	第4	1	(26)	ア	性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。	警察庁	都道府県警察において、性犯罪被害者から被害相談などを受けるための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備などを推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。 平成21年4月現在、全国の都道府県警察本部において、女性警察官などによる性犯罪電話相談の受理体制、相談室が整備されている。
185	V	第4	1	(26)	イ	性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	法務省において、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。	法務省	法務省において、性犯罪被害者の情報入手の利便性を拡大させるため、会議などの様々な機会を通じて、性犯罪被害者への情報提供に関する配慮について、周知徹底を図るとともに、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」を検察庁や警察署などの関係機関の窓口に備え付けているほか、パンフレットの内容を法務省ホームページや検察庁ホームページに掲載することなどにより情報入手の利便性拡大に努めている。
186	V	第4	1	(26)	ウ	性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	厚生労働省において、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。	厚生労働省	平成18年通常国会において成立した「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」において、患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援するために、医療機関の管理者に対し、医療機能に関する一定の情報について報告を義務化することで、都道府県が医療機関に関する情報を集約し、インターネット等でわかりやすく住民に情報提供する制度を規定したところ。 全都道府県において医療機関の基本情報についてはホームページ等において公開している。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
187	Ⅴ	第4	1	(27)	ア	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。(再掲:第1, 1, (4)イ及び第3, 1, (11)イ)	法務省	業務開始以降、平成21年9月までの犯罪被害者支援ダイヤルへの問い合わせ件数は、合計23,766件である。地方事務所では、電話による情報提供のほか、担当者と直接面談しての情報提供、さらには、精通弁護士の紹介業務を行っている。同時期の問い合わせは全国で28,546件である。地方事務所長は、弁護士会会長から、以下の①又は②に該当する弁護士を犯罪被害者支援に精通している弁護士として推薦を受け、これを基に精通弁護士名簿を作成している。同名簿には、平成21年10月1日現在、全国で1,668名が登録されている。 ① 下記の犯罪被害者等支援に関連する業務のいずれかを経験したことのある弁護士 ・犯罪被害者等の依頼により行う法律事務 ・弁護士会又は犯罪被害者支援団体により行われる犯罪被害者等支援活動 ② 日本弁護士連合会、弁護士会又は全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体の実施する犯罪被害者支援に関する研修を複数受講した弁護士 業務開始以降、平成21年9月までの精通弁護士の紹介件数は1,857件である。
188	Ⅴ	第4	1	(27)	イ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。(再掲:第1, 1, (4)ウ及び第3, 1, (11)ウ)	法務省	犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等からご意見・ご要望をお聴きし、今後の業務の在り方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。 実施時期:平成21年2月～3月 回答機関・団体数:1,254(弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等) 実施方法:各地方事務所からアンケートを郵送 聴取項目 ○ 支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることの周知状況 ○ 支援センターの犯罪被害者支援業務内容に関する周知状況 ○ 支援センターとの連携(紹介・取次等)状況 ○ 支援センターに期待する事項 ○ 支援センターに対する被害者等からのご意見 ○ 支援センターのリーフレット等の活用の可否 ○ 支援センターのURLをホームページのリンク先に加えることの可否 ○ その他ご意見・ご要望 支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることに関する調査結果については、91.9%の関係機関・団体において認知されていた(前年度は91.4%)。被害者支援連絡協議会等における業務説明を始め、実務担当者間の情報交換・協議の場の設定など、日頃の連携向上の取組により、回答機関・団体のすべてにおいて認知されているという地域が約半数に達した。 業務内容に関する調査結果については、犯罪被害者支援ダイヤルの設置を知っていたものが82.7%(同76.9%)、犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていることについて知っていたものが87.8%(同81.2%)であり、いずれも着実に認知が高まっている。一方、精通弁護士の紹介を行っていることについて知っていたものが81.2%(同72.2%)であり、高い認知となっているが、犯罪被害者の経済状況に応じて、弁護士費用等に関する各種援助制度が利用できることなどについての認知は、約65%にとどまった。 また、平成20年12月に施行された被害者参加人のための国選弁護制度については、制度施行から間もないこともあり、被害者参加弁護士の選定に関する業務を行っていることについて知っていたものが50.4%、当該制度を利用するに当たり必要な書類等がホームページに掲載されていることを知っていたものが16.7%であることが判明した。当該制度や民事法律扶助制度を組み合わせることで、犯罪被害者が経済的に困りの場合でも、被害直後から刑事手続、民事手続までの一連の法的手続等に、弁護士の援助を受けることが可能であることから、精通弁護士の紹介だけでなく、被害者参加人のための国選弁護制度及び民事法律扶助制度の更なる周知に努めることが重要である。また、これらの制度が適切に運用されるためには、より一層弁護士会等との連携・協力の促進が求められる。連携(紹介・取次等)状況に関する調査結果については、支援センターから紹介を受けたという利用者がいたとの回答は18.1%(同15.2%)、逆に利用者に対して支援センターを紹介したことがあるとの回答は39.5%(同29.7%)であった。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
189	V	第4	1	(27)	ウ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分な連携を図る。(再掲:第1, 1, (4)エ及び第3, 1, (11)エ)	法務省	犯罪被害者支援に関する情報の提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介などの業務を円滑に行うためには、各地において犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であることから、各地方事務所において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会」(注)に加盟するなどし、同協議会やその構成員である機関・団体等が出席する会合等において、犯罪被害者支援業務についての説明を行うなど、1人でも多くの方々に支援センターが実施している犯罪被害者支援業務を知っていただけるよう周知を図ったほか、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場を設けるなど、法的支援を必要とする犯罪被害者の方々に対して、速やかに支援センターをご案内・ご紹介いただける体制を確保するため、連携・協力関係の構築・強化に取り組んだ。特に、被害者参加制度等が施行された平成20年12月1日にあわせて、ほとんどの地方事務所において、警察・検察を始めとする関係機関と協議を複数回重ね、リーフレット等を犯罪被害者の方々に配布していただくよう協力依頼をするなど、当該制度において、支援センターが担う業務内容の周知に努めた。また、制度施行に伴い、より一層、連携を強化し、制度が円滑に運用されるよう、実務担当者との協議を重ねた。このような活動と並行して、犯罪被害者週間には、関係機関の講演に講師として参加、関係機関とともに街頭で広報活動を行いリーフレット等を配布、あるいはイベントにブースを設置した。 このように、協議会等への参加と併せて、イベントなどに参加若しくは共同で開催するなどして、連携・協力関係の構築に努めた。 (注)各都道府県警察等が事務局となり、弁護士会、地方検察庁、民間犯罪被害者支援団体、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関等を構成メンバーとして設置されている。
190	V	第4	1	(27)	エ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知させる。(再掲:第1, 1, (4)オ及び第3, 1, (11)オ)	法務省	支援センターが実施する犯罪被害者支援業務について、特に、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度及び損害賠償命令制度に関するFAQの作成には、新しい制度であることを考慮し、できる限り分かりやすい言葉を使用するよう配慮した。また、犯罪被害者支援リーフレットにこれらの制度について追記・改訂し、全国の地方事務所から関係機関等を通じ、相談者に適宜配布いただくよう、周知・依頼を行っている。さらに、制度施行前後には、全国のほとんどの地方事務所において、関係機関等による協議会やフォーラムに参加し、担当職員等による制度の説明や広報物(リーフレット、ポスター等)の配布を行った。なお、ホームページにはこれらの制度の概要を掲載し、上記リーフレットや、被害者参加人のための国選弁護制度を利用する場合に必要な書類がダウンロードできるようにするなどした。 コールセンターにおいては、オペレーターに制度を周知するとともに、事案に応じて臨機応変に地方事務所へ転送・取次等の対応ができるよう対応チャートを作成し、地方事務所にも周知するなど、連携体制の構築を図っている。
191	V	第4	1	(27)	オ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、国(捜査機関、裁判所を含む)、地方公共団体(捜査機関を含む)、弁護士会、犯罪被害者等支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。(再掲:第4, 3, (8))	法務省	平成21年4月から9月までの犯罪被害者支援ダイヤルへの問い合わせ件数は、合計5,250件(業務開始以降23,766件)である。犯罪被害者支援ダイヤルで受電したお問い合わせに対する主なご紹介先としては、地方事務所(34.1%)のほか、弁護士会・司法書士会(33.9%)が最も多く、これに次いで地方公共団体(5.8%)、警察・検察(5.6%)、配偶者暴力相談支援センター・女性センター(3.4%)、民間支援団体(2.4%)等となっている。 地方事務所では、電話による情報提供のほか、担当者と直接面談しての情報提供、さらには、精通弁護士の紹介業務を行っている。同時期の問い合わせは全国で8,127件(業務開始以降28,546件)である。地方事務所へのお問い合わせに対する主なご紹介先としては、弁護士会・司法書士会(43.3%)が最も多く、これに次いで地方公共団体(12.7%)、警察・検察(8.7%)、配偶者暴力相談支援センター・女性センター(8.5%)、交通事故相談機関・団体(4.9%)、他の地方事務所(4.4%)、労働問題相談機関・団体(4.3%)、人権問題相談機関・団体(2.2%)、民間支援団体(2.0%)等となっている。
192	V	第4	1	(28)		「NPOポータルサイト」による情報取得の利便性確保	内閣府において、特定非営利活動法人としての法人格を有する犯罪被害者等の援助を行う団体等の情報について、平成17年度に開設する予定の「NPOポータルサイト」での検索により取得可能とする。	内閣府	平成18年6月に「NPOポータルサイト」の運用を開始し、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人を含む、各種活動を行う特定非営利活動法人についての情報を、幅広く提供している。
193	V	第4	1	(29)		犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設	内閣府において、犯罪被害者等同士が会うための情報の整理等を行い、自助グループを含む各犯罪被害者団体等における活動等を紹介するため、新たに、犯罪被害者等の間のネットワーク作りを円滑に行えるような犯罪被害者団体等専用ポータルサイトを開設する。	内閣府	・平成19年2月から、ホームページに「犯罪被害者団体等紹介サイト」を開設し、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体の活動内容、団体の連絡先等を紹介している。平成21年11月現在では、73団体を掲載している。
194	V	第4	1	(30)		自助グループの紹介等	警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行っていく。	警察庁	警察において、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談や支援などの機会や民間被害者支援団体を通じて、犯罪被害者等に自助グループを紹介している。
195	V	第4	1	(31)		犯罪被害者等施策のホームページの充実	内閣府において、犯罪被害者等施策のホームページについて、関係法令の整備その他必要な情報の更新を行い、充実を図っていく。	内閣府	・平成21年4月に、ホームページのリニューアルを行い、「主な犯罪被害者等施策」「こんなときは」等の新しいコーナーを設けるなど、内容の充実を図った。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
196	Ⅴ	第4	1	(32)		インターネット以外の媒体を用いた情報提供	犯罪被害者等に対して情報提供を行う際、各府省庁において、インターネット以外の媒体を用いて必要な情報が提供されることを通じて、インターネット等で情報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じないよう配慮するとともに、積極的な情報提供に努める。	内閣府 (総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)	内閣府において、犯罪被害者週間「国民のつどい」の開催案内については、ホームページに掲載するだけでなく、ポスター・チラシを作成し、地方公共団体等の協力を得て、掲示・配布している。
								警察庁	警察庁において、「被害者の手引」(施策番号175参照)・「警察による犯罪被害者支援」(施策番号244参照)などにより積極的な情報提供に努めている。
								法務省	法務省においては、法務省ホームページや検察庁ホームページで犯罪被害者等への情報提供を行っているが、掲載されている情報については、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」として、検察庁や警察署などの関係機関の窓口に備え付けるなど、インターネット等で情報を得ることができない方に対しても情報を入手できるように配慮している。
197	Ⅴ	第4	1	(33)		犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開	警察において、指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等に付き添うなどするとともに携帯電話等により当該犯罪被害者等からの相談等に対応する「指定被害者支援要員制度」の積極的運用、部外のカウンセラー等による相談・精神的ケアや部外の精神科医等への紹介、犯罪被害者等早期援助団体が積極的に介入することを可能とするための当該団体への情報提供、及び生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会の活用等により、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止等のための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努める。	警察庁	警察において、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が犯罪被害者等への付添い、ヒアリング、説明などの事件発生直後における被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を各都道府県警察で導入している。平成20年12月現在、指定被害者支援要員として全国で2万6,019名が配置されている。 また、都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士などに対し、犯罪被害者等へのカウンセリングを委嘱している。 さらに、犯罪被害者等早期援助団体や被害者支援連絡協議会を始めとする関係機関・団体、関係省庁などとの連携を図り、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止などのための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努めている。
198	Ⅴ	第4	1	(34)	ア	更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施	法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	法務省	平成19年12月から、全国の保護観察所に配置された被害者担当官及び被害者担当保護司が、犯罪被害者等に対する相談・支援を行っており、犯罪被害者等の悩みや不安を聴くとともに、必要に応じて、情報を提供したり、関係機関等を紹介するなどしている。平成20年中に実施した相談・支援は、837件であった。
199	Ⅴ	第4	1	(34)	イ	更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施	法務省において、上記アの検討の際に、地域社会における関係諸機関・団体等の連携・協力の在り方についても、併せて検討する。	法務省	保護観察所において、犯罪被害者等に対する相談・支援(第4、1、(34)ア推進状況参照)を実施するにあたり、日頃から、地域社会における関係機関等から支援の内容等について情報収集を行うとともに、更生保護における施策の情報提供を行っている。また、関係機関等が実施する研修への参加、講師派遣依頼への協力、協議会への出席、広報への協力等、地域社会における関係機関等との連携協力関係の発展に努めている。
200	Ⅴ	第4	1	(35)		犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センター(適応指導教室)が行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。	文部科学省	平成19年度から実施している「問題を抱える子ども等の自立支援事業」において、不登校などの問題を抱える児童生徒の支援のために効果的な取組について、子どもの状況の把握の在り方、関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方といった観点から、調査研究を引き続き実施しており、各教育委員会担当者を対象とした会議の開催や取組状況をとりまとめた冊子を配付するなどして、調査研究成果の普及・啓発を図っている。
201	Ⅴ	第4	1	(36)		犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合、当該児童生徒に対し、学校、教育委員会、警察署、児童相談所、保健所等の関係機関の実務担当者がサポートチームを形成するなど連携して継続的に行う対応を促進する。	文部科学省	問題行動を起こす個々の児童生徒に着目して的確な対応を行うため、学校、教育委員会、関係機関からなるサポートチームの組織化など、地域における支援システム作りを行っている。そのため、平成17年度から警察庁と共催による「問題行動に対する連携ブロック協議会」を開催し、各地域における効果的な取組の普及を図っている。 また、平成19年度から「問題を抱える子ども等の自立支援事業」において、いじめや暴力行為などの問題を抱える児童生徒の支援のために効果的な取組について調査研究を引き続き実施しており、各教育委員会担当者を対象とした会議の開催や取組状況をとりまとめた冊子を配付するなどして、調査研究成果の普及・啓発を図っている。
202	Ⅴ	第4	1	(37)		日本司法支援センターによる長期的支援	日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。	法務省	支援センターにおいて、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報などの提供を通じた支援を行っている。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
203	V	第4	1	(38)		海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供についての周知	外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、在外公館(大使館、総領事館)が当該犯罪被害者等の要請に応じて行っている現地における弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供について、更に周知させる。	外務省	外務省において、海外で邦人が犯罪被害者となった場合に在外公館(大使館、総領事館)が提供している現地の弁護士や通訳者など問題解決に資する情報・支援について、より広く周知を図るためパンフレット「海外で困ったら～大使館・総領事館のできること～」,「海外安全の虎の巻～海外旅行のトラブル回避マニュアル～」を改訂・増刷の上、全国の都道府県旅券事務所や在外公館などに配布するとともに、海外安全ホームページ(http://www.anzen.mofa.go.jp/)に掲載し、より多くの国民がこれらの情報を入手しやすくなるよう努めている。また平成19年12月より、「海外で困ったら～大使館・総領事館のできること～」のフラッシュ動画を海外安全ホームページに掲載している。今後とも、パンフレットの改訂・増刷や海外安全ホームページの広報などを通じ、海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報をさらに分かりやすくするとともに、国民が事前にこれらの情報を得る機会が増加するよう取り組んでいく。
204	V	第4	2	(1)		重症PTSD症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究	文部科学省において、平成17年度の科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムにおける課題「犯罪・テロ防止に資する先端科学技術」の中で新規採択した「犯罪、行動異常、犯罪被害者の現象、原因と治療、予防の研究」における犯罪被害による重症PTSD症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究成果を得、犯罪被害者支援の実践への活用を目指していく。	文部科学省	科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムの課題「犯罪・テロ防止に資する先端科学技術(平成17年度開始)」において、「犯罪、行動異常、犯罪被害者の現象、原因と治療、予防の研究」を実施し、治療データを蓄積して、重症PTSD治療法の有効性を検討した。(平成17～19年度研究)
205	V	第4	2	(2)		犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に資する研究	厚生労働省において、犯罪被害者の精神健康についての実態とニーズの調査、医療場面における犯罪被害者の実態の調査、重度PTSDなど持続的な精神的後遺症を持つものの治療法の研究、地域における犯罪被害者に対する支援のモデルの研究などを継続的に行い、その研究成果を得、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に活用していく。	厚生労働省	平成17年度より3年計画で行った「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」(厚生労働省科学研究費補助金事業)において実施した精神医療関係機関・関係者に対するアンケートの結果等を踏まえ、国立精神・神経センターにおいて研修(PTSD精神療法研修、犯罪被害者メンタルケア研修)を行っている。さらに、国立精神・神経センターにおいて、「犯罪被害者のメンタルヘルス情報」ホームページ(http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html)を開設し、支援の方法や枠組みについて情報提供を行っているところである。また、厚生労働省科学研究費補助金事業において、「大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と介入方法の開発に関する研究」(平成20～平成21年度)や「精神療法の実施方法と有効性に関する研究」(平成19～21年度)を行い、PTSDおよび複雑性悲嘆の認知行動療法の有効性に関する研究を実施するなど、治療研究の推進を行っている。
206	V	第4	2	(3)		犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施	内閣府において、警察庁、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者団体等の協力を得て、犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等を把握するため、犯罪被害類型等ごとに、一定の周期で継続的な調査を行う。	内閣府	・平成19年度から平成21年度において、「被害類型別継続調査」を実施している。一部の被害者についての3年間の経年変化を調査するほか、各年ごとの被害者調査の比較を実施することとしている。
207	V	第4	2	(4)		配偶者に該当しない交際相手等からの暴力に関する調査の実施	内閣府において、平成11年度以降実施している女性に対する暴力による被害の実態把握に関する調査の中で、平成17年度に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、調査を実施する。	内閣府	平成17年度及び20年度に「男女間における暴力に関する調査」を実施し、「交際相手からの被害経験」について、10 歳代から20 歳代の結婚前の、交際相手からの被害経験の有無を調査したところ。
208	V	第4	2	(5)		警察庁における犯罪被害の実態等についての継続的調査研究	警察庁において、犯罪被害の実態等についての調査研究を継続的に実施し、警察の行う被害者支援の更なる充実に活かしていく。	警察庁	警察庁において、従来から、学識経験者や実務家とも連携して、殺人、性犯罪などの被害類型ごとに実態調査を行い、犯罪被害者等への対応の在り方など、その後の被害者支援の参考としている。
209	V	第4	2	(6)		法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討	法務省において、これまでにを行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続的に実施する方向で検討するとともに、性的暴行被害等についてより一層精緻な数値を得られるよう調査方法の検討を早期に行い、その結果を同調査に反映する。	法務省	法務省(法務総合研究所)においては、4年に1度を目安に国連等主導で実施されている「国際犯罪被害実態調査」に参加する形で、「犯罪被害実態調査」を継続的に実施することとしており、平成20年にも、第3回調査を実施した。第3回調査においては、対象者を前回調査の2倍(6,000人)とするとともに、性的被害について、前回までは対象を女性のみとしていたところを、男性を含めた全対象者に範囲を拡大し、かつ回答し易いように自記式で封入して回答する方法で調査を行うなど、被害の実態についてより一層精緻な数値を得られるようにした。
210	V	第4	2	(7)		脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮	厚生労働省において、臓器提供者(交通事故被害者を含む。)の家族に特有な心理的な問題等について、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」の下に設置された「ドナー家族の心情把握等作業班」により、現状把握に努める。	厚生労働省	臓器提供後の臓器提供者の家族の心情を把握するため、平成14年から平成20年にかけて「ドナー家族の心情把握等作業班」を計13回開催した。同作業班では、心情把握の方法などについて検討を行った上で、ドナー家族からのヒアリングなどを通じてドナー家族の心情把握を行い、結果を平成20年6月に報告書として取りまとめた。今後は、本報告書を脳死下臓器提供におけるコーディネート業務の評価、改善等に活用していくこととしている。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
211	V	第4	2	(8)		犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討	犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成の在り方について、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りと併せて検討する。(再掲:第4, 1, (4)) →「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ 4 コーディネーター等の育成について (略)民間の支援団体へのコーディネーターの配置に向けた基盤を整備するため、当面は、研修カリキュラム・モデル案に基づいた研修やコーディネーターの認定制度の実施を通じて、すでに支援に携わっている者がコーディネーターとしての能力を身につけることができるよう、育成していくことが重要である。 また、弁護士や医師等が専門的チームを形成し、犯罪被害者等に対する支援を効果的に行った事例があることを踏まえ、これら先進的な事例の紹介・研究・周知に努めるとともに、犯罪被害者等の支援の際に専門的チームによる対応が有効と思われる場合には、それらの事例を参考としながら、積極的にその活用を図るべきである。	(内閣府, 警察庁, 総務省, 法務省, 文部科学省, 厚生労働省, 国土交通省) 内閣府	平成21年3月に作成した「研修カリキュラム・モデル案」を全国被害者支援ネットワーク加盟団体等々に配布するほか、平成21年度において、同研修カリキュラム・モデル案に基づく研修教材(DVD)を作成することとしている。 地方公共団体においてチームによる支援を行っている例があることから、この取組事例について、犯罪被害者等施策主管課室長会議や、「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する報告書」などで地方公共団体に紹介した。
212	V	第4	2	(9)		警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実	警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図っていく。	警察庁	警察において、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするため、各級警察学校、職場での研修の充実を図っている。 具体的には、各級警察学校において、職員の採用時や昇任時、専門分野への任用時に被害者支援に係る教育を実施しているほか、被害者支援担当者を対象として、被害者支援に関する高度な知識、技能を修得させるための専門教育を実施している。 また、警察署などの職場においては、警察本部被害者支援担当課による巡回指導、部外有識者を招請しての研修会や特別講義、個々の具体的な支援要領についてのグループ討議などの各種教育を行っている。
213	V	第4	2	(10)		犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得	警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努めていく。	警察庁	警察において、都道府県警察の少年サポートセンターなどに勤務する被害児童の継続的な支援を行う少年補導職員などに対し、大学教授やカウンセラーなどの専門家を講師としたカウンセリングの技法に関する講習(カウンセリング技術専科など)を実施している。 また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士など部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。
214	V	第4	2	(11)	ア	法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等	法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。(再掲:第2, 3, (1)エ及び第3, 1, (18))	法務省	検察官に対し、その経験年数に応じた各種研修において、「児童及び女性に対する配慮」、「被害者支援」等をテーマとした講義を実施するとともに、日常の業務でも、上司が個別事件の捜査・公判を通じて個々の検察官に対して指導を行っている。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
215	V	第4	2	(11)	イ	法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等	法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。(再掲:第2, 3, (1)イ)	法務省	法務省においては、以下のとおり職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図っている。 ・検察官等に対し、その経験年数に応じた各種研修等において、「被害者支援」等をテーマとした講義を実施するとともに、日常の業務でも、上司が個別事件の捜査・公判を通じて個々の検察官等に対して指導を行っている。さらに、検察官に市民感覚を学ばせるため、犯罪被害者団体などの公益的活動を行う民間団体や民間企業に検察官を一定期間派遣するなどの研修を実施している。また、被害者支援員に対しては、中央研修を実施し、専門家、学識経験者等による講義及び討論等を行っている。 ・矯正官署においては、矯正施設職員に対し、矯正研修所において新規採用職員や初級幹部要員に対して実施する研修の中に、平成17年4月から、研修科目として、「犯罪被害者の視点」を設けるとともに、同じく上級幹部職員を対象とする研修において、犯罪被害者団体などの関係者を講師に招くなど、犯罪被害者等の置かれている現状や心情などの理解を深める研修の充実を図っている。さらに、各矯正施設において、平成18年度から、犯罪被害者等や支援団体の方々を招へいした職務研究会等を実施している。 ・更生保護官署においては、更生保護官署職員に対し、被害者担当官及び被害者担当保護司を対象とした研修のほか、新任の保護観察官、社会復帰調整官、指導的立場にある保護観察官等を対象とした研修などにおいて、犯罪被害者支援団体関係者や大学教授等による犯罪被害者心理やその支援に関する講義、犯罪被害者遺族による講話などを実施している。また、それぞれの保護観察所などにおいても犯罪被害者等の心理などに関する研修を実施している。
216	V	第4	2	(12)		日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等支援業務の実施を通じて日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者等支援に携わる関係者に提供していく。	法務省	支援センターにおいて、平成19年1月から、支援センターのホームページにおいて、犯罪被害者支援を行う関係機関・団体などの情報を提供している(同ホームページ http://www.houterasu.or.jp/トップページ向かって右上にある「相談窓口情報検索」)。また、同情報検索の方法に関する説明も併せてホームページで公開し、の利用を促している。さらに、犯罪被害者等から関係機関・団体の窓口に、当該機関などで実施している支援以外の問い合わせが寄せられた場合には、コールセンターや全国の地方事務所を紹介してもらい、適切な支援窓口や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行っている。
217	V	第4	2	(13)		学校における相談対応能力の向上等	文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。(再掲:第4, 1, (17)及び第5, 1, (15)ア)	文部科学省	各教育委員会等の指導主事等を対象にした児童生徒の心とその課題への対応等についての研修の実施、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員等の配置、夜間・休日でも子どもの悩みや不安を受け止めることのできる24時間体制の電話相談の実施など、教育相談体制の整備を支援している。 平成21年度は小学校約3, 700校(全体の約17%)、中学校約10,000校(ほぼ全校)に配置可能な予算を措置。
218	V	第4	2	(14)		臨床心理士による犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究の実施	文部科学省において、犯罪等による被害への精神的支援の重要性を踏まえ、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に委嘱している「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」において、犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施する。	文部科学省	平成18年度、文部科学省において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に「臨床心理士の資質向上に関する調査研究事業」を委嘱した。本事業では、学校教育関係、民間被害者支援センター、警察、児童福祉、医療、女性センター、私設心理相談室の7領域において、犯罪被害者等に対する支援活動について調査を行い、研究報告書をまとめた。
219	V	第4	2	(15)		虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実	厚生労働省において、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図っていく。	厚生労働省	日本虐待・思春期問題情報研修センター(子どもの虹情報研修センター)において、各種の専門研修を実施している。また、厚生労働省では、都道府県が実施する児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)に対し、補助を行っているほか、市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関職員が研修を受講する際にかかる費用を補助している。
220	V	第4	2	(16)		民間の団体の研修に対する支援	警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努めていく。	警察庁	警察において、研修に関する講師派遣や会場の借上げなどの支援を行っている(施策番号222参照)。
								法務省	法務省に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から、それらの団体が実施する研修等における講師等の派遣依頼があった場合には、可能な範囲で支援に努めることとしており、NPO法人全国被害者支援ネットワークからの要請を受け、同団体が主催する全国研修会における分科会「被害者の視点をいれた矯正教育」、全国犯罪被害者支援フォーラムにおける基調講演「更生保護における被害者支援－現状と課題」に講師として職員を派遣したほか、各地の犯罪被害者支援センターや犯罪被害者等の自助グループなどが実施する研修及び集会等において、被害者担当官等が更生保護における被害者等施策についての講義を実施するなどしている。
								厚生労働省	厚生労働省では、都道府県が実施する犯罪被害者等の援助を行う民間団体の職員研修に対し、補助を行っている。(児童虐待・DV対策等総合支援事業。平成21年度予算は2,473百万円の内数。)
								文部科学省、国土交通省	(派遣要請等なし)

番号	基本計画符号				項目	施策	担当省庁	推進状況
224	V	第4	3	(3)	民間の団体で支援活動を行う者の養成、研修等の在り方についての検討	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体で支援活動を行う者の養成及び研修の内容並びに費用の弁償、災害補償、信頼性の確保等それらの者が行う適切な支援活動を助長する適切な仕組みの在り方について、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援を途切れることなく受けることのできる体制作りと併せて検討する。 →「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ 1 研修カリキュラム・モデル案の作成 2 全国被害者支援ネットワークにおける研修カリキュラムの作成及び認定制度に向けた検討の実施 3 民間の団体で支援を行うものの支援活動を助長する仕組みについて 支援活動を行う者の信頼性の確保については、「犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)」の活用、研修カリキュラム・モデル案を参考とした研修や認定制度の実施により、関係機関・団体全般の連携の密度の底上げを図り、支援に携わる者の質の向上を図ることで、対応することが可能と考えられる。 →「民間団体への援助に関する検討会」最終取りまとめ 3 援助の対象となる事務の範囲 援助の対象となる事務の範囲については、犯罪被害者等に直接支援サービスを提供する活動を中心に援助を行うことが適当であると考えられる。 (略)これらの支援サービスを犯罪被害者等にとって有意なものとするためには、質的に一定以上の水準が確保される必要があるから、これらの支援サービスについての援助と併せ、相談員等、支援サービスを提供する者に対する研修についても援助の充実を図ることが適当であると考えられる。	(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省) 内閣府 内閣府 内閣府 警察庁	平成21年3月に「研修カリキュラム・モデル案」を作成し、全国被害者支援ネットワーク加盟団体等へ配布するほか、ホームページへ掲載した。また、平成21年度において、同モデル案を踏まえた研修教材(DVD)の作成を行っている。 全国被害者支援ネットワークにおいて、認定制度の検討が進められているものと承知している。 警察庁において、 ○民間被害者支援団体に対する相談業務の委託 補助金9,400万円 ※民間団体相談員の委嘱 ※民間団体相談員の研修 ○民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託 補助金5,700万円 ※直接支援員の委嘱 ※直接支援員の研修 ○民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託 補助金5,200万円 ※各種広報活動の企画立案、管理運営 ※講演会等の啓発活動の企画立案、管理運営 に要する経費につき財政的援助を行っている(平成21年度)。
224	V	第4	3	(3)	民間の団体で支援活動を行う者の養成、研修等の在り方についての検討	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体で支援活動を行う者の養成及び研修の内容並びに費用の弁償、災害補償、信頼性の確保等それらの者が行う適切な支援活動を助長する適切な仕組みの在り方について、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援を途切れることなく受けることのできる体制作りと併せて検討する。	文部科学省	「人権教育・啓発に関する基本計画」を受ける形で、平成15年より人権教育の指導方法等に関する調査研究会議を開催しており、16年6月には、学校における人権教育の改善・充実についての基本的な考え方や指導の改善・充実に向けた視点等をまとめた[第1次とりまとめ]を、次いで18年1月には、関係機関と連携しつつ学校全体として組織的に人権教育に取り組むための方策や人権感覚を育成するための指導方法の工夫・改善策、学校及び教育委員会における研修の取組等について[第2次とりまとめ]をとりまとめた。平成20年3月には、[第2次とりまとめ]を踏まえ、[第3次とりまとめ]をとりまとめたところ。 [第3次とりまとめ]においては、第2次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等を収集、掲載するとともに、個別人権課題について、さまざまな資料を収録した。 [第3次とりまとめ]については、各学校や教育委員会への配布や文部科学省ホームページへの掲載を行うとともに、各種会議等において周知を図り、その普及に努めている。
225	V	第4	3	(4)	民間の団体等に関する広報等	内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義、活動について広報する。(再掲:第5,1,(11))	内閣府 警察庁	犯罪被害者週間の機会に、政府広報(テレビ、ラジオ等)を活用して、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援団体の活動紹介等に関する広報を実施している。 警察庁 施策番号244参照
226	V	第4	3	(5)	特定非営利活動法人促進法(NPO法)の適切な運用	内閣府において、特定非営利活動法人促進法(平成10年法律第7号。NPO法)に基づく犯罪被害者等の援助を行う団体等を含む民間非営利団体からの法人格の取得申請に対し、同法の適切な運用に努める。	内閣府	引き続き、内閣府において、特定非営利活動法人促進法(平成10年法律第7号)に基づく犯罪被害者等の援助を行う団体等を含む民間非営利団体からの法人格の取得申請に対し、同法の適切な運用に努める。
227	V	第4	3	(6)	全国被害者支援ネットワークに対する協力	警察において、全国被害者支援ネットワークの運営及び活動に対し、協力していく。	警察庁	警察において、全国犯罪被害者支援ネットワークの運営・活動に対し、協力している。 また、警察庁において、 ○民間被害者支援団体等に対する活動支援に要する経費 国費1,000万円 ※全国斉一な被害者支援を行うための意見交換や情報共有化 ※相談員の研修などの機会を設ける を予算措置(平成21年度)して、全国被害者支援ネットワークにおける全国被害者支援フォーラム及び研修会の開催を財政的に援助している。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
228	V	第4	3	(7)		警察における民間の団体との連携・協力の強化	警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援を行っていくとともに、生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会における相互の協力及び緊密な連携を図っていく。	警察庁	警察において、被害者支援連絡協議会(施策番号161参照)などにおいて、民間の団体との連携を一層強化し、支援を行っている。
229	V	第4	3	(8)		日本司法支援センターによるネットワークの構築とコーディネーター機能の発揮	日本司法支援センターにおいて、国(捜査機関、裁判所を含む。)、地方公共団体(捜査機関を含む。)、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。(再掲:第4、1、(27)オ)	法務省	平成21年4月から9月までの犯罪被害者支援ダイヤルへの問い合わせ件数は、合計5,250件(業務開始以降23,766件)である。犯罪被害者支援ダイヤルで受電したお問い合わせに対する主なご紹介先としては、地方事務所(34.1%)のほか、弁護士会・司法書士会(33.9%)が最も多く、これに次いで地方公共団体(5.8%)、警察・検察(5.6%)、配偶者暴力相談支援センター・女性センター(3.4%)、民間支援団体(2.4%)等となっている。 地方事務所では、電話による情報提供のほか、担当者と直接面談しての情報提供、さらには、精通弁護士の紹介業務を行っている。同時期の問い合わせは全国で8,127件(業務開始以降28,546件)である。地方事務所へのお問い合わせに対する主なご紹介先としては、弁護士会・司法書士会(43.3%)が最も多く、これに次いで地方公共団体(12.7%)、警察・検察(8.7%)、配偶者暴力相談支援センター・女性センター(8.5%)、交通事故相談機関・団体(4.9%)、他の地方事務所(4.4%)、労働問題相談機関・団体(4.3%)、人権問題相談機関・団体(2.2%)、民間支援団体(2.0%)等となっている。
230	V	第5	1	(1)	ア	学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	文部科学省において、学校教育の中で、自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、死の重さ、生きることの尊さなどを積極的に取り上げる教育を推進するため、「道徳教育実践研究事業」を実施し、教材の開発などの実践研究を進め、成果の普及を図る。	文部科学省	学校教育の中で、自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、死の重さ、生きることの尊さなどを積極的に取り上げる教育を推進するため、「道徳教育実践研究事業」を実施し、教材の開発などの実践研究を進め、成果の普及を図っている(平成21年度の指定校数345)。
231	V	第5	1	(1)	イ	学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	文部科学省において、かけがえのない生命について考えさせるなど道徳の内容をわかりやすく表した「心のノート」のすべての小・中学生への配付を進める。	文部科学省	平成14年度から、かけがえのない生命について考えさせるなど道徳の内容をわかりやすく表した「心のノート」をすべての児童生徒に配布している。
232	V	第5	1	(2)		学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及	文部科学省において、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、「豊かな体験活動推進事業」を実施し、学校における自然体験活動や社会奉仕体験活動の充実を図る中で、命の大切さを学ばせることに有効な体験活動について調査研究を実施し、その成果を取りまとめ、全国の教育委員会や学校に普及する。	文部科学省	児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、「豊かな体験活動推進事業」において、命の大切さを学ばせる体験活動や自然の中での長期宿泊活動など様々な体験活動について調査研究を行っている。調査研究の成果については、教育委員会の担当者などを集めたブロック協議会を開催し、全国の教育委員会や学校に普及を図っている。
233	V	第5	1	(3)	ア	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進	文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。	文部科学省	文部科学省においては、従来から、憲法及び教育基本法の精神にのっとり、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めている。 平成14年3月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条に基づく、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定し、同計画に基づいて、様々な取組が実施されているところである。 学校教育については、平成20年3月に、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議において「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]」を公表し、学校における人権教育の指導方法等の改善・充実に向けた提言を行った。また、「人権教育研究指定校事業」、「人権教育総合推進地域事業」を実施し、人権教育の充実を図るための取組を推進しているところである。 社会教育については、平成16年度より「人権教育推進のための調査研究事業」を実施し、人権教育の推進方策についての調査研究等を行い、人権教育に関する学習機会の充実、学習意欲を高める参加体験型学習プログラムの開発等により、各地域における人権課題の解決や、各人の人権意識の涵養をはかっている。また、地方公共団体の人権教育担当者を対象にした全国協議会を開催し、研究成果の全国への普及を行い、各地域における更なる人権教育の取組を促している。
234	V	第5	1	(3)	イ	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進	文部科学省において、学校教育について、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような児童生徒の育成を目指した人権教育の指導方法等に関する調査研究の成果(平成16年6月に第一次取りまとめを公表)を普及するとともに、更に検討を進める。	文部科学省	「人権教育・啓発に関する基本計画」を受ける形で、平成15年より人権教育の指導方法等に関する調査研究会議を開催しており、16年6月には、学校における人権教育の改善・充実についての基本的な考え方や指導の改善・充実に向けた視点等をまとめた[第1次とりまとめ]を、次いで18年1月には、関係機関と連携しつつ学校全体として組織的に人権教育に取り組むための方策や人権感覚を育成するための指導方法の工夫・改善策、学校及び教育委員会における研修の取組等について[第2次とりまとめ]をとりまとめた。平成20年3月には、[第2次とりまとめ]を踏まえ、[第3次とりまとめ]をとりまとめたところ。 [第3次とりまとめ]においては、第2次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等を収集、掲載するとともに、個別人権課題について、さまざまな資料を収録した。 [第3次とりまとめ]については、各学校や教育委員会への配布や文部科学省ホームページへの掲載を行うとともに、各種会議等において周知を図り、その普及に努めている。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
235	V	第5	1	(4)		学校における犯罪抑止教育の充実	文部科学省において、平成16年度に警察庁と共同で作成し、教育委員会等へ配付した、犯罪被害者等の体験談を取り入れた学習の事例等を含む非行防止教室等プログラム事例集の活用を教育委員会へ促すなど、犯罪抑止教育の充実を図る。	文部科学省	平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して、各教育委員・学校などに配付し、これらを活用して非行防止教室の実施を始めとした犯罪抑止教育の充実を図っている。また、平成21年6月に開催した「生徒指導担当指導主事連絡会議」において、教育委員会の生徒指導担当者に対して、警察などの関係機関と連携した非行防止教室の取組を充実するよう促している。
236	V	第5	1	(5)		子どもへの暴力抑止のための参加型学習への取組	文部科学省において、子どもがいじめ・虐待・暴力等から自らの身を守るための態度やスキル等を育成することを目的として、被害者となることを防止するための教育について、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。	文部科学省	平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して、各教育委員・学校などに配付し、同資料を活用した非行防止教室の実施を始め、子どもへの暴力防止のための参加型学習の取組を推進している。また、平成20年2月13日付け初等中等教育局児童生徒課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知「児童生徒の安全の確保及び犯罪被害の防止について」を発出し、関係機関と連携した取組の推進を促したほか、各種会議においても、学校・教育委員会・関係機関などの連携・協力を促している。平成20年度より、「子どもたちによる「いじめ根絶運動」支援事業」において、児童生徒自身によるいじめ撲滅に向けた活動や、いじめゼロに向けた望ましい人間関係づくりに資する活動など、いじめ問題に対する中・高校生の自主的・主体的な活動を支援し、モデル地域内での気運醸成・継続的な取組の定着を図っている。
237	V	第5	1	(6)		家庭における命の教育への支援の推進	文部科学省において、家庭における命の教育への支援を推進するため、命の大切さを実感させる意義などを記述した子育てのヒント集として「家庭教育手帳」を作成し、小学生等を持つ全国の保護者全員に配付することにより、子育て講座等での学習の充実を図る。	文部科学省	家庭教育手帳の配布実績 平成18年版 乳幼児編；182万部、小学校低～中学年編；186万部、小学校高学年～中学生編；186万部 平成19年版 乳幼児編；175万部、小学校低～中学年編；179万部、小学校高学年～中学生編；179万部 平成20年版 乳幼児編；171万部、小学校低～中学年編；176万部、小学校高学年～中学生編；177万部 平成21年版 CD-ROM版の各地方公共団体等への配布(1,874枚)により、地方公共団体の自主的な取組を支援。
238	V	第5	1	(7)		生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発	法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他社を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由などを傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。	法務省	法務省において、平成19年5月、2年間にわたる法教育推進協議会の協議の状況を整理し、「法教育推進協議会の協議の状況について」と題する中間取りまとめを行い、法務省ホームページに公表した。 さらに、この取りまとめに示された方針に従い、また学習指導要領の改訂を踏まえつつ、生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・充実に向けた検討を行うため、法教育推進協議会の下に、私法分野における法教育の在り方に関する検討などを行うための「私法分野教育検討部会」、小学生を対象とした法教育教材の作成などを行うための「小学校教材作成部会」を設置し、それぞれ教材を作成、公開した。 また、平成18年度からは、法教育を更に普及させるための広報・啓発活動の一環として、法教育シンポジウムを開催している。
239	V	第5	1	(8)		「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施	内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。	内閣府	平成18年度から、被害者からの講演やパネルディスカッションなどを内容とする犯罪被害者週間「国民のつどい」を開催しており、東京で開催する中央大会のほか、地方大会(平成18年度は3箇所、平成19年度以降は各年4箇所)を開催している。開催結果はホームページに掲載している。
240	V	第5	1	(9)	ア	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施	内閣府において、全国交通安全運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の視点も踏まえ展開されるよう努める。	内閣府	内閣府において、交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの立ち上げ支援及び支援担当者に対する研修等の自助グループの活動等に対する支援並びに、交通事故被害者に係る相談窓口担当者による意見交換会の開催等を行う「交通事故被害者サポート事業」を実施している。
241	V	第5	1	(9)	イ	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施	法務省において、人権週間を中心に、様々な広報媒体も通じつつ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため講演会・研修会等の啓発活動を実施する。	法務省	法務省の人権擁護機関においては、啓発活動における年間強調事項として「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を掲げ、人権週間を中心に年間を通じて全国において講演会・研修会等の啓発活動を実施している。
242	V	第5	1	(9)	ウ	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施	厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。	厚生労働省	様々な媒体を活用した広報活動を行っている。(本年度も11月を児童虐待防止推進月間とし、ポスター等の作成や全国フォーラムを開催するなどの広報啓発活動を実施)

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
243	Ⅴ	第5	1	(10)		犯罪被害者等の置かれた状況について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施	内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催するとともに、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。	内閣府	平成18年度から、被害者からの講演やパネルディスカッションなどを内容とする犯罪被害者週間「国民のつどい」を開催しており、東京で開催する中央大会のほか、地方大会（平成18年度は3箇所、平成19年度以降は各年4箇所）を開催している。開催結果はホームページに掲載している。
244	Ⅴ	第5	1	(11)	ア	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。（再掲：第4，3，（4））	内閣府 警察庁	犯罪被害者週間の機会に、政府広報（テレビ、ラジオ等）を活用して、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援団体の活動紹介等に関する広報を実施している。 警察庁において、シンポジウム・フォーラムなどの開催・後援や様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体などが取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を行っている（社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり事業に要する経費（国費）：平成20年度9百万円、21年度4百万円）。また、広報用冊子「警察による犯罪被害者支援」を発行するとともに、警察による犯罪被害者支援ホームページ（ http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm ）を通じ、警察による犯罪被害者支援に関する理解増進に努めている。
245	Ⅴ	第5	1	(11)	イ	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	警察において、各都道府県警察が民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を一層促進する。	警察庁	警察において、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」を展開している。 具体的には、犯罪被害者等の講演、中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」や大学生を対象にした被害者支援に関する講義の実施などを通じ、国民一人一人が犯罪被害の実態や犯罪被害者等の受けた痛み、命の大切さを実感することにより、社会全体で被害者を支えようとする気運を醸成し、被害者支援の充実を図っている。
246	Ⅴ	第5	1	(11)	ウ	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。	警察庁	施策番号224参照
247	Ⅴ	第5	1	(12)	ア	交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進	警察において、交通事故の被害者や遺族等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会で配付することや、交通安全の集い等における被害者等の講演を実施し、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。	警察庁	警察において、交通事故の悲惨さについての理解増進のため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子などの作成・配布や、交通安全の集いなどにおける交通事故被害者等の講演を実施している。平成20年中は、手記を取りまとめた冊子などを約220万部作成するとともに、講演会などを約310回実施した。 また、都道府県警察での運転者に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記などの活用や、交通事故被害者等の講話など、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。
248	Ⅴ	第5	1	(12)	イ	交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進	警察において、各都道府県警察での運転者に対する各種講習において、交通事故の被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等の活用や、被害者等の講話等により被害者等の声を反映した講習を実施していく。	警察庁	同上
249	Ⅴ	第5	1	(13)		国民の理解の増進を図るための情報提供の実施	内閣府において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁の職員を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。	内閣府	平成19年度から、関係省庁職員を対象とした「犯罪被害者等施策講演会」を開催し、講演内容をホームページに掲載している。講演者は、第1回は国立精神神経センター犯罪被害者等支援研究室長中島聡美氏、第2回は少年犯罪被害当事者の会代表武るり子氏、第3回は全国犯罪被害者の会岡本真寿美氏である。
250	Ⅴ	第5	1	(14)	ア	調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進	内閣府において、犯罪被害類型別、被害者との関係別に行う、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等に関する基礎的な事項を把握するための継続的な調査（上記第4，2，（3））の結果を、統計処理の上、実例等も参照する形で公表し、様々な犯罪被害者等の置かれた状況についての国民レベルの基礎的な理解を促進する。	内閣府	「犯罪被害類型別継続調査」の実施にあわせて、手記の寄稿を依頼し、同調査の結果報告書には統計的分析だけでなく、手記をあわせて掲載したものを作成している。この報告書は、関係機関・団体等に配布するほか、ホームページで公表している。

番号	基本計画符号					項目	施策	担当省庁	推進状況
251	V	第5	1	(14)	イ	調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進	内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する国民の理解の程度や必要な配慮の程度、心無い言動等からくる二次的被害に対する認識等について、研究調査を行い、その結果を、青少年に対しては、利用しやすい教材等の形に加工し広く提供するとともに、成人に対しては、統計処理後の公表物の形で啓発に利用する。	内閣府	平成18年度、平成20年度に「犯罪被害者等に対する国民意識調査」を実施し、結果をインターネットで公表するほか、青少年向け教材の作成に当たっては、本調査結果を一部引用した。
252	V	第5	1	(15)	ア	学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進	文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。(再掲:第4, 1, (17)及び第4, 2, (13))	文部科学省	各教育委員会等の指導主事等を対象にした児童生徒の心とその課題への対応等についての研修の実施、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員等の配置、夜間・休日でも子どもの悩みや不安を受け止めることのできる24時間体制の電話相談の実施など、教育相談体制の整備を支援している。 平成21年度は小学校約3, 700校(全体の約17%)、中学校約10,000校(ほぼ全校)に配置可能な予算を措置。
253	V	第5	1	(15)	イ	学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。(再掲:第2, 1, (18)ウ)	文部科学省	教職員が、犯罪被害者等である児童生徒の相談などに的確に対応できるよう、大学の教職課程において、カウンセリングに関する基礎的な知識を必ず取り扱うこととされている。各教育委員会等の指導主事等を対象に、児童生徒の心とその課題への対応等について研修を行い、各地域においてこれらの内容を踏まえた研修等が行われるよう図っている。
254	V	第5	1	(15)	ウ	学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進	文部科学省において、虐待を受けた子どもへの対応の問題を含め、養護教諭が行う健康相談活動の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。	文部科学省	学校においては、教職員が日々の健康観察の中で、子どもの心身の不調にいち早く気づくことにより、不調の背景となるいじめや虐待等に早期に対応することが可能となる。このため、養護教諭や、一般の教職員を対象とした効果的な健康観察や健康相談の方法等に関する指導参考資料を作成し配布した。養護教諭や学校にスクールカウンセラーとして派遣されている臨床心理士等を対象に、シンポジウムを開催している。(平成20年度～心のケア対策推進事業)
255	V	第5	1	(15)	エ	学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進	文部科学省において、「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」の中で、犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施し、その結果に基づき、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけ、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。(再掲:第2, 1, (12))	文部科学省	平成18年度、文部科学省において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に、「臨床心理士の資質向上に関する調査研究事業」を委嘱した。犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施し、平成19年3月に報告書を作成した。また、調査研究の結果を受け、財団法人日本臨床心理士資格認定協会において、当報告書を利用した、犯罪等による被害者に対する支援活動について、臨床心理士の研修等の実施を検討しているところである。
256	V	第5	1	(16)		犯罪被害者等に関する個人情報の保護	警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。(再掲:第2, 2, (2)エ)	警察庁	警察庁において、犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の担当課長などを招致した全国会議などを通じて、都道府県警察を指導している。 また、犯罪被害者の実名発表・匿名発表をテーマとした各県の報道責任者からの申入れに対して、警察本部長などが警察の考え方を説明する懇談を、平成21年3月末現在、36の県で実施しているほか、都道府県警察本部と報道機関との間で随時意見交換を実施している。
257	V	第5	1	(17)		犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警察において、被害者が特定されないよう工夫した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含め身近な犯罪の発生状況を掲載するなどにより、都道府県警察が地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機になりうるような情報提供に努める。	警察庁	都道府県警察において、ホームページを開設し、犯罪発生の情勢や不審者に係る情報などの防犯情報を掲載するとともに、ホームページの防犯情報コーナーへのアクセスが容易となるよう、トップページに明示的にリンクを掲げるなど、直接アクセスできるような工夫を行っている。 また、防犯対策に係る冊子やチラシ、防犯対策に係るビデオをホームページに掲載している。 ホームページ以外での情報提供については、都道府県警察において、携帯電話やパソコンのメール機能を活用して、あらかじめ登録した住民に犯罪発生の状況や不審者(声かけ)情報などの身近な情報を発信する取組が行われている。 一部の都道府県警察では、地元テレビやラジオを通じて、定期的に情報を提供する体制を構築したり、新聞の折込みチラシなどを活用した情報提供を行っている。
258	V	第5	1	(18)		交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表	警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図る。	警察庁	警察において、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、交通事故分析に基づく事故類型や年齢層別の様々なデータの公表を実施し、その実態などについての周知を図っている。